

325
203



始



325
203

今村中將閣下題字
勸學鈴木法琛師序文

中谷渡月師著

武士道と佛教

京都

顯道書院發兌



武士道
と
佛教

大正
2. 12. 18
内交

武士の
佛友



新
海

志心琴月琴心

源佐家



小叙

顯道書院主人松田君武士道と佛教なる書冊を携へ來りて
余に閲讀批評を需む余受て之を讀むに通篇佛教知恩報徳
の觀念を鼓吹して軍人の精神を發揮し社會道徳を指導す
る諄々として倦まず通快の文字よく時弊を矯め人心世道
を助くるの功績鮮少にあらざるを覺ふ世に此種の書冊其
類なきにあらざるも特に此書に於て感服するは理窟に沈
まず空想に馳せず事例を引くこと野鄙ならずして解しや

すく典據を擧ること確實にして迂ならざるにあり實に希
有の好文字こそ軍隊布教などに從事せらるゝの教家は勿
論一般人士の佛教と國家社會の關係を知んご欲せらるゝ
ものは此書を座右に置きて常に翫讀せらるゝときは其得
る所の効果顯著なるものあるべきは信じて疑はず聊か此
書を讀過するの所感を述べて松田君に似すと云爾

大正癸丑の冬十一月下旬

天游道人法琛

自序

予曩に山命を奉じて暫く肥前大村に留錫し此間 陛下の
股肱たる軍人諸士並に將校婦人會地方青年會員等に對し
精神修養に關する講演を試みし事數十百回なりき而して
天性魯鈍加ふるに師友に乏しき邊僻の地にありて見聞は
狭く覺知は淺く其論說取るに足るものなきは元より其處
なれば其腹案を廣く江湖に發表すること實に赧顏の極な

れども顯道書院主の懇請亦辭し難く遂に識者の嗤笑を顧みず其一部を訂正し以て武士道と佛教と題し梓に上せて大方の叱正を乞はんごす。

夫れ明治の聖世に際して我國が一躍世界列強の斑に位したるは畏くも先帝陛下の御偉業として特筆大書すべき一大事蹟なりごす然らば國民たるもの現在及び將來に對し如何にして大發展大向上を圖るべきかこれ我等臣子の本分として大正の劈頭に於て須く考慮すべき大問題たら

ずんばあらず

顧ふに日露戦役に於て我軍連戦連捷せしもの是れやがて我國が今日の位置に進みし最大原因なるべし而して其連捷の原因は全く陛下の御稜威と忠實勇武なる軍人諸士の功勳と國民全般の協同一致の功果と謂ふべし他語以て之を云へば畢竟國體の精華たる武士道の發揮日本魂の顯發と稱して可なるべし。

武士道ごは何ぞや曰く我が民族の起原ご共に起り之に種

々の教養を加味して生長發達し來りし忠君愛國の念慮にして彼の明治十五年に下賜せられし 軍隊勅諭中に列擧し給ひし項目は即ち其神髓骨目なり是を以て該 勅諭は 軍人各自の精神なると同時に國民道德の根本基礎なれば 軍人は元より一般臣民誰か聖旨を奉戴し拳々服膺せざる べけんや吾人幸に生を我國に稟け又佛陀が宣流し給ひし 妙致を尊崇す是故に國民として將又宗教家として斯道を 研究し其擴布を講ぜんとする所以なり。

熟々我國の現状を視察するに人多くは物質的文明に眩惑せられて精神の方面を尋ねず偶々之を探ぬるも新を競ひ奇を好むの結果我國民道德の根柢を忘れて却て危険なる思想を輸入し若くは之を普及せしめんとするものあり實に寒心に堪へざるなり此時に際し能く智情意の三面を完備せる佛教を弘傳せんとする亦故なきにあらず古來佛教は能く我國體と調和し亦能く武士道を助長せしこと國史を一瞥するもの、首肯する所にして特に吾人の信奉する

眞宗の教義は眞俗二諦を標榜し王法爲本仁義爲先を勸む
るが故に 聖諭と相待ちて現時我國思想界救済の良劑な
り信ず是れ予が淺學不徳を顧みず本書を公にする所以
にして孤陋寡聞の身を以て此大事に従事すること誠に汗
背に堪へざれども希くは鴻恩の萬一に奉答し聊か教家の
本分を盡さんの微衷に他ならず讀者幸に其志を諒し誤謬
の點あらば高教を垂れ給へ云ふ。

大正二年十月上旬

南越本派本願寺別院内にて

中谷渡月誌す

乃木將軍の武士道

或人曾つて將軍に向つて希くば武士道に就て閣下の御垂訓を得んと請へり大將徐ろに答へて曰く「井は言ふ可きものに非ずして行ふ可きものである不肖には説明の辭がない」と殆ど禪語を聞くが如し語や簡にして千金の重みありと云ふ可

武士道と佛教目次

目次

一 軍人の本領……………一

(一) 國家保護の恩恵と國民の二大義務……………一
 納税と服役
 生命財産等の保護
 動物界の状態

(二) 我國體の萬國に冠絶せる所以と軍人の名譽……………五
 我國體と外國との相違
 軍人の名譽を全ふし其職分を盡せ……………八

(三) 軍人の名譽……………八

二

忠

節

軍人の職責
 東崇一師文字を尊重す
 現役は國防學校なり
 獅子の教訓

一七

(一)

國體と忠君愛國

一七

臣民不二 忠孝一致

支那の國風

(二)

軍人の覺悟

孟子の語

節操

二二

(三)

佛教に於ける忠道

三二

方孝孺と鐵鉉原

清水宗治

心地觀經の十恩

佛教の三世觀

大經并に顯正鈔の教訓

三

禮

儀

(一)

禮儀の解釋并に其必要

三七

曲禮并に孟子の語

禮は天理之節文人事之儀則なり

天理とは平等差別の相即なり

(二)

餘他の宗教と佛教の相異點
 尊敬の標準
 池田光政侯中江藤樹先生を尊敬す
 祖先并に神佛等を尊崇せよ
 別して軍人に必要なる所以
 秩序と和合は禮に依て成す
 服従と非見識とを混同する事勿れ
 絶対的の服従
 舜 水我國風を感賞す
 信長と家康
 伊東大將丁汝昌の死を弔す
 遼伯玉公門に禮す

四

四

武

勇

(一)

武勇の解釋并に其必要
 貝原益軒翁の武訓
 日本は尙武國なり
 武勇の字訓并に武の解釋
 藤樹先生の文武論
 孔子の武と孫吳の文

五

(三)

マグドナル將軍の慈仁
 佛教に於ける禮
 觀經并に大經に説かれたる禮
 法然聖人と親鸞聖人

五五

勇の解釋

戦争に有形無形の二種あり

(二) 大勇と小勇の區別

孔孟二子の教訓

大勇の修養法

宮本武藏と達磨の畫

太田道灌の覺悟

潜水艇沈没と佐久間大尉

鬼作左の辭世

木村長門守の仁勇

(三) 信仰と武勇

佛陀には慈智二門あり

五 信 義

(一) 信義の解釋并に其必要

人生の狀態

禮儀と信義は上下朋友の調和劑なり

信義の字訓及び釋義

杉原忠興口約を實行す

吳の季札寶劍を死者に獻す

孟嘗君と其食客

(二)

蘭相如と廉頗
 尾生の信
 大谷吉隆石田三成に與す
 信を重する論語の教訓
 信仰と信義
 佛凡一體は信仰に依て成す
 佛陀の信義と信仰の餘徳

六

質

素

(一)

解釋并に引例
 質素は處世の要道なり
 北條氏興敗の原因

(二)

豊臣氏と徳川氏の比較
 家康の教訓と其儉素
 徳川の末期と南洲翁
 雲棲大師坐右の箴と行誠上人の歌
 質素と廉潔
 山鹿素行の清廉論
 軍人は清廉を尙ぶ
 武士は喰はねど高楊枝
 孔子不義の富貴を賤む
 蕃山馬夫の廉潔を聞て感激す
 質素と感恩思想及び信仰
 土井利勝と水戸義公

(三)

七

誠

(一) 意義

誠は天の道なり

誠の字義并に解釋

一挙五指の譬喩

學庸及び孟荀二子の誠に對する説明

食物中の最も美味なる者

圓朝が佛教に歸せし動機

(二) 誠の威嚴及び感化

蓮如上人と泰龍禪師
野津將軍の儉德

(一) 意義

誠の威嚴及び感化

重盛の至誠清盛及び一門を感動せしむ

泰時明惠上人の誠に感ず

空也上人盜賊を感化せしむ

楠公と四十七士

山陽親鸞聖人の高德を讚嘆す

(三) 誠の修養法

道德的方法と宗教的方法

菅公の歌と南洲翁の教訓

楊震の四知

誠に關する古歌二首

八

在郷軍人會講話

七

誠

(一) 意義

誠は天の道なり

誠の字義并に解釋

一挙五指の譬喩

學庸及び孟荀二子の誠に對する説明

食物中の最も美味なる者

圓朝が佛教に歸せし動機

(二) 誠の威嚴及び感化

蓮如上人と泰龍禪師
野津將軍の儉德

(一) 意義

誠の威嚴及び感化

重盛の至誠清盛及び一門を感動せしむ

泰時明惠上人の誠に感ず

空也上人盜賊を感化せしむ

楠公と四十七士

山陽親鸞聖人の高德を讚嘆す

(三) 誠の修養法

道德的方法と宗教的方法

菅公の歌と南洲翁の教訓

楊震の四知

誠に關する古歌二首

八

在郷軍人會講話

(一)

在郷軍人の任務……………一四三

在郷軍人会設立の趣意

日露戦役彼此勝敗の原因

孟子及び孫子の教訓

舉國一致は戦捷の一原因なり

國體の精華と在郷軍人の責任

(二)

軍隊の精神教育と古英雄の修養……………一四八

精神教育の必要

誠の修養法

古英雄の精神を學べ

楠公は神儒佛三道を信せり

新田義貞の修養

九

(一)

婦人の天職……………一五九

宇宙の万象皆其天職あり

男女两性其天職を異にす

妻として及び母として婦人の力

婦人の心得如何は直に國家社會に影響す

賢母良妻主義を本とすべし

(三)

在郷軍人の覺悟……………一五六

地方改良策

軍隊の感化力を地方に及ぼせ

將校婦人会講話……………一五九

(二)

婦徳の根本義……………一六六

同情心を擴大せよ

忠恕は即ち同情心なり

菊地武時夫婦の同情

陶淵明と松雨の妻

人心は池水の如し

心の平和は信仰より來る

(三)

信仰の必要……………一七二

信仰は同情心を擴大にす

其道理及び例證

信仰は不平不満の心を和ぐ

其道理及び例證

十

公德養成と佛教……………一八〇

(一)

公德の必要なる所以……………一八〇

吾人は社會と國家との二重の恩恵を受く

私徳は野蠻時代にも行はる

公德の感念は世の進歩に依て發達す

(二)

公德の定義并に實例……………一八四

私徳と公德の區別

公德の實例

徳の解釋

公德は實行を本とす

(三)

佛教の説明……

歐米の思想を採長棄短せよ

知恩報徳は佛教倫理の根本義なり

仁慈博愛の原理を快答する者は佛教なり

佛教は縦横無盡に衆生恩を説けり

佛教の博愛説と墨子の兼愛説との相異點

楠 正行敵兵を濟ふ

島津義弘父子の公徳的美譚

薩摩の國風と高崎男の懷舊談

正助翁の慈悲牛馬を感化す

十一 大國民の覺悟……

(一)

文明の大勢……

世界文明の起原

東西文明の接觸

開國進取の國是と採長棄短

教育勅語の煥發

日本の使命

(二)

彼此相濟と國運發展……

彼此相濟の狀況

國運發展は共受惠澤の必須條件なり

我國國運發展の狀態

(三) 我國の國力……………二〇七

國家の必須條件

富力の比較

教育の比較

實業の比較

日本人の短所

(四) 上下一心……………二二三

國運發展の基礎

心者形之君也

協同一致の必要

積土成山 積水成淵

(五) 國家的感念を旺盛にし宗教的信仰を鞏固にせよ……………二二五

國家的感念を平素に發揮せよ

無我の信仰を以て協同一致せよ

十二 風教の改善……………二二八

(一) 日露戦争と歐米の日本研究……………二二八

日露戦争が各國に齎せし影響

英國より我國學者の派遣を乞ふ

英人の日本稱讚

歐洲に於ける日本品の流行

(二) 我國思想界の現状……………二二二

教育勅語の聖旨は普及し居るや否や

科學の進歩は道德宗教と併行せざるべからず

悪むべき露探

修養の根本義より個人主義自然主義等を排斥す

孝道衰頹と其の原因

國民道義の滅却

主従の不調和

愛郷心の缺乏

エスキモー人種と青島人の愛郷心

(三) 救済策……………二二二

ワシントンの教書

ハンスマコップ氏の調査

無信仰者増加の四大原因

無信仰の處には却て迷信を生ず

思想界救済の良劑

(四) 青年の責任……………二二七

御勅語を以て道徳宗教判別の規矩とせよ

祖先崇拜思想と精神不滅の信仰

信仰は勇猛心を惹起す

カー子ギー翁の愛郷心

志波六郎助氏と杉唯一氏の公共心

(五) 結論……………二四一

神儒佛三道の要旨

政治家宗教家教育家共に協同一致せよ

無責任なる教員の話

日曜日の神聖を保て

武士道と佛教目次終

武士道と佛教

中谷渡月述

一 軍人の本領

(一) 國家保護の恩恵と國民の二大義務 借て諸君は、今般棲み馴れたる家郷を離れ、父母朋友の手許を去りて入營せられたのは、申迄もなく國民の義務を盡さんが爲めである、凡そ人たるものは、國土に生存する已上は、其國土の安寧を祈り、國力の發展を望まぬものはあるまい、吾人が五人八人の家族を養ひ、一家を經營するに就ても、相當の費用を要するに、五千萬六千萬と云ふ澤山な人口を有する國家は、之を經營するに、夥しき費用を要するは當然で、其費用は其國土に生存する者が、負擔せねばならぬは、是又當然の理で、是が即ち納税の義務である、又個人は其生命

財産名譽等の安全を願ふが如く、國家は其利益と、威信とを保護するの權利を有して居る、それで國民相互の間に、若しも紛争の起きた時は、國家の法律は成る丈け正當の判決を與へるから、平靜なる生存を保つことが出来るけれど、若しも國家と國家との争議が起した時に、國際談判、又は仲裁に依りて、兩國に満足を與ふることが出来ぬ場合は、不得止兵火に訴へて、雌雄を決せねばならぬ、乃ち戦争は已むを得ざる場合に起るので、争鬪を好むが爲めに兵を動かすべきものではない、唯だ國家は一旦緩急あるに臨んでは、正義を貫かんが爲めに、常に強大なる兵力を養はねばならぬ、左れば他國に對峙して、國家の存立を固くし、其威信を保つが爲には、一日も軍備を怠りてはならぬ、軍備の嚴重なるは、其國の威信を示す所以で、此で以て其國土を安んじ、外國の侮を禦くのである、依て今日は、列國共に軍備を嚴重にし、兵器を精選して、漫に相侵さずして、常に武裝して國際間の平和を保つて居る次第である、是以て兵役に服することは、國民たる者の必任義務である、何せ

なれば、國家は諸有る國民に、同一の保護と利益とを附與して居るから、之に對して一般國民に、同一の義務を課するの權利を有して居り、又國民は貴重なる生命財産等の保護と、其利益とを受けて居るから、之に報ゆるの義務ある筈である、若しも國家が無かつたなら、我等及び我等の父祖や又子孫も、其の生命財産を安全に維持することは出来まい、即ち生活を營むことは出来まい、我等の今日あるは、祖先がありたからで、子孫あるは、我等があるからである。左れば國民として、其國家の恩恵を忘れてはならぬ、彼の動物を見るに、彼等には國家的組織がないから、殘害殺戮迭相吞噬で、弱者は強者に噬まれ、小さい者は大なる者に吞まれて仕舞ふばかり、生命や財産を保護する機關がないから、親雀が鷹に捕られたとて、子雀が鷹を討して呉れど、届け出る警察署もなければ、又折角巧婦鳥が、苦心して構へた巢を、青鳥が占領したとて、其不都合を訴へる裁判所もない、つまり彼等は弱者損で、一日も安全と云ふ事はないのである、未開國や、政治の行き届かぬ所などに

は、折角財産を貯へて居れば、強盗が出て来て横領し、一家を經營して楽しんで居れば、妻子を連れ去られる等の事柄が多い、然るに縦令老弱婦女といへども、妄りに公然と犯すものもなく、又薄い戸板一枚閉めて置けば、安全に寝ることが出来るのは、何れも國家保護の恩恵であるから、國民は國家の大事の場合には、財産を擲ち生命を賭しても、之を保護せねばならぬ。

我國の兵制は、兵馬の大權は 天皇陛下之を總攬せられ、國民は徵兵令の規定に依り、満十七歳より四十歳に至る迄、悉く兵役に服せしむる事になりてを、だから國家の爲に兵役に就き、以て國に報ゆるの精神を果すことが出来るのは、國民の義務であると同時に權利でありて、又是れ大なる名譽である、若しも不幸にして片輪に生れ、或は又身體虛弱であるならば、如何に軍帽を冠し、軍服を着けたいと願ふても、到底叶ふことではあるまいに、身體強壯、精神健全であればこそ、體格検査に合格し、國民全體の代理として、國家擁護の任に當り、天晴れ日本男子の義

務を果され得べき軍人となり、大元帥陛下より賜りたる、恩賜の御衣たる軍服を身に着けることは、何と難有いことではないか。

(二)我國體の萬國に冠絶せる所以と軍人の名譽、殊に我國は、上に萬世一系天壤無窮の 皇室を戴き、建國以來一度も外國の侵略を受けたことのない、二種の世界萬國に冠絶せる特色を持った難有國柄である、凡そ世界に澤山な國はありても、何れの國も、皆人民が前に有りて、其後に王とか、天子とか云ふ御方が出來たもので、言はば人民中の豪傑とか、又は大徳とか云ふ者が、或は其人民に推し立てられて君に成たとか、又は其人民を征服して、王に成たとか云ふのであるから、其王と人民との元を調べて見れば、昔は友達同士で有たが、今では彼は王と成て威張りて居るに我は斯く押し伏せられて、人民と言はれて居るのであると云ふ觀念があるに相違ない、ソコで其人民の内に、更に強いもの、或は賢い者が出づれば、先の王を征服して己が王になると云ふことは珍らしくない、近は支那の國などが、昔は堯舜禹の

三王は、皆其徳の勝れた人が其國を治め、若は讓たのであるけれども、其本が友達
同士の中から選ばれたと云ふことは同じである、其故其禹王の末孫でも、桀王の如
き人物が出ると其を除て殷の湯王が大王と成り、又其湯王の後にも、紂王の様な王
が生れば、周の武王が取て之に代り、其周の世も衰へれば、秦の始皇が天子になり
其より漢魏晋乃至唐宋元明清と代りて、今日では共和政治を布く様になりた、斯ん
な工合に世界の國には、皆強いものと、賢い者とか云ふのが、其國の君になるので
あるから、忠義の道を説いても、唯だ一時の忠義で、古今を一貫するの大忠義では
ない。

六

然るに我國は、大に彼の西洋各國や、又支那などは相違して、皇室の方が前に
有りて、我々人民の方が後から出来たのである、太古我邦未だ開けず、四面は森林
深く鎖して、農業耕作などを營む者なき時に當り、天照天照大神は、皇孫瓊々杵
尊に命じて此國の主となし、そして萬世無窮の寶祚を定めさせ給ひし已來、三世相

傳へて 神武天皇様に至り、中原を平げ定め、荒野を開き、海内を一統して、都を
大和に定めさせられてより、御歴代の 天子様が、一系相承けて今日に至らせられ
たので、我億兆の臣民は、大抵皆 神孫、皇族の末裔、若しくは、皇室より分れた
る功臣の末孫で、祖先以來、皇室を輔翼け、君命を遵奉し來りたもので、一二の例
證を擧ぐれば、嵯峨天皇の御子方に源姓を賜はりて臣下に成されたのが嵯峨源氏
又 村上天皇の御孫師房公に、源姓を賜はりたが村上源氏、又 清和天皇の御孫、
六孫王經基に、源姓を賜はりたのが清和源氏で、其子孫には八幡八郎義家だとか、
又頼朝、義經、若くは義貞、家康など、英雄豪傑も多く出たが、中には小作百姓に
成て居る人もあれば、小賣商を營んで居る者もあらう、又平家は 桓武天皇の御子
葛原親王の御孫、高望公に、平姓を賜はりたので、其子孫には貞盛だとか、清盛、
重盛と云ふ様な人も出て居るが、又其後世には百姓や大工などに成て居る人もあら
う、如何に貧乏しても賤しくなつても、皇室の御分家筋、天子様の御血脈であ

七

ると云ふことは間違ない、又三條公とか、九條公とか、若くは本願寺大谷家などの御先祖は、大織冠鎌足公で、之に始めて藤原の姓を賜はりたので、其大先祖は天津兒屋根命と申して、地神三代の神即ち、天孫瓊々杵尊が、天祖の命を承けて、我國の君とならせられた時に、五人のお附添の有た、其中の御一人である。斯の如く我國は、皇室ありて後人民あり、而も其人民に皆、皇室の一族及び臣下で君民一家の國風をなして居るので、我邦君臣の關係は、恰も一家中の父子の如きでありて、天皇陛下に忠を盡くすは、即ち親に孝を盡くすと同じ譯で、忠は孝の大なる者として、忠孝一致の國風を成し、就中忠を重しとする人倫を成して居るのであるから、諸君が今入營して、日々軍務に盡されるのは、獨り國家の恩恵に報ゆるのみならず、君に向て忠、親に對して孝、所謂忠孝兩全、報謝國恩の大事業を爲しつゝあるのである。

(三)軍人の名譽を全ふし其職分を盡せ 斯る大事業であればこそ、一般國民よりは

尊敬を受け、畏れ多くも 大元帥陛下よりは、國權維持國家保護の大任を依屬し玉ひてある、勅諭には「朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルゾサレバ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ汝等ハ朕ヲ頭首ト仰ギテゾ其親ハ特ニ深カルベキ」と仰せられて、諸君を手も足とも思ふて力にして居る、頼みにして居るぞ、又其親しみを云へば、一の身體の頭と手足との如き、親しき關係があるから、手足が傷めば、頭も悩むの道理で、喜ぶ時は共に喜び、苦む時は一緒に苦まんどの御思召であるから、又「我國ノ稜威振ハザルコトアレバ汝等能ク朕ト其愛ヲ共ニセヨ我武維揚リテ其榮ヲ輝サバ朕汝等ト其譽ヲ偕ニスベシ」と仰せられたのである、又汝等が其職を盡して呉れると、呉れないことによりて、御先祖様に對して、申譯の立つと立たぬとの違が出来ると、此私共を斯く迄に御力に遊ばし玉ふと思へば、諸君は實に感泣せざるを得ぬ次第であらう、斯る名譽の地位に立た上は、粉骨碎身以て國家の干城たるの覺悟がなくてはならぬ。

諸君は既に名譽ある軍人となられた已上は、其に伴ふ自尊心を養成し、謹慎以て其職分を全ふせねばならぬ、如何にして其職分を全ふすべきかと云へば、有形的物質の方面より云へば、銃劍の如きより、軍服軍帽の如き者を、大切に取扱はねばならぬ、學者は書籍を大切にし、農家は農具たる鋤鋤杯を、商家は商具たる量や秤を、町寧に扱ふ様なもので、若し農業者にして、鍬や鋤を門や軒端に捨てこかしにする様な人はとても、立派な農業者とはなれぬ、又商業家が算盤は何處だ、量はどうしたと云ふ様な事では駄目だ、又學者が書物を粗末にしたり、文字を書いたものを、安らかな場所に捨て、仕舞ふと云ふ様なことでは、眞正の學者にはなれぬ、文字があればこそ智識が増し、書籍があればこそ、道理が明かになるのであるから、同じ書物や文字でも、佛や菩薩の説かれた經卷とか、君王や聖賢の示されたものとか、或は大恩ある父母や、師匠の書かれたもの扱は、大切に取扱はねばならぬ、依て古徳は、しみの巢になさむも惜しや古文を、學ばぬまでも手にふれてみよと、折角古賢

が苦心慘澹して書かれたものを、所謂つんどくにして、徒に紙魚の巢にして仕舞ふのは残念であるから、假令文字の意味は解らぬとても、其書物を押し頂て見よとの意である、全體文字の文と云ふ字を、ふみと訓するのは、ふくみと云ふを略したもので、凡て文章は、自分の意志を筆に含めて知らずものであるから、ふみと云ふのである、左れば文字は、聖賢や師父の精神を籠めてあるものぢやと思へば、中々粗末にならう筈はない、それで義淨三藏と云ふ高德も、經卷を粗末にするなどの趣意を詩に作りて、晋宋齊梁唐代間、高僧求法離長安、去人成百歸無十、後者安知前者難、路遠碧天唯冷結、沙河遮日力疲彈、後賢如未レ諸二斯旨、往々將レ經容易看、と云はれた、實に法顯三藏だとか、玄奘三藏だとかの高僧方は、佛經を求むる爲には、交通不便な山坂を辿り、草も木もなき沙漠を横ざりて、命懸に經論を持って歸られたので、殊に法顯三藏は、同行者二十一人出立して、其中二十人は道中に仆れ、唯が三藏ばかり印度に着て、種々の御經を持って歸られたのである

又我國の眞如親王様は、佛經探見の爲め、八十有餘の高齡を以て渡天を企て、遂に途中に於て薨去あらせられた、斯様な次第だから、經卷を粗末に扱ふてはならぬ、嘗て山口縣に東崇一先生と云ふ有名な陽明學者があたりた、或時先生が便所に行て見られると、文字の書た紙片が落ちて居るので、其れから弟子を集めて、誰が爲たかと尋ねられても、私が爲たと云ふ者が無い、ソコデ先生は、其れが知れる迄は講釋を廢すとの事で、塾でも大騒動をして詮議したら、全く新來の女中の仕業と知れて、今度は先生が、是は己が能く論して置かなんだ罪だと、挨拶せられたとの事である、斯な事は學者ばかりでなく、一般の人にも大に心得べき事と思ふ、瀛車や旅館、其他公衆の集る所には、能く新聞などの古紙を、不淨場に捨てゝあるのを見るが、其中には如何なる難有いことが書てあるかも知れぬがと思ふと、實に勿體ない次第ではないか、今諸君の兵器、即ち銃劍は、誠に大切の品で、軍人の生命とも云ふべきものであるから、昔は銃がなかつて、刀や脇差や、劍や薙刀であつたから、

刀を武士の魂と云ふて、非常に大切にした、其と同じく銃、劍、軍服、軍帽は軍人の魂であるから、銃が錆びたり劍が錆びて居りたりするは、軍人の魂の腐つたも同様である、又鈕釦がはづれて居りたり、帽子の記章が狂てをりたりすると、假令強ひ軍人でも、何となく間のぬけて、あんなものかと侮られる様になるから、此等も注意せられねばならぬ、信は莊嚴より起ると云ふて、寺や社に詣りても、宮殿や、御厨子が壞れて居たり、拜殿が塵だらけになりて居ては、難有味が薄い、門に這入れば、掃除も行届き、萬事が整頓して居ると、何となしに難有い様なものであるから、此等を鑑みても、服装等にも注意ありたきことである又無形的精神の方面より云へば、明治十五年一月に御下賜に相成りたる御勅諭である、其初に「我國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ所ニゾアル」等と仰せられて、我國の軍隊は、代々天子様が軍人の總大將となつて、軍人仲間の大元帥と云ふ御役を御持ち遊ばされ、此軍人を纏めて下されたのである、神武天皇様が御自身に大伴物部の兵どもを率ゐさせ

られ、中國の服従せざる者どもを討ち平げ給ひて、天子様におなり遊ばしてより、二千五百七十二年になります、其間には世の變遷に隨て、兵制も屢々御改革ありたれど、古は天子様が、御自身に軍隊を率ゐ給ふ御制で、時ありては皇后、太子の代らせ給ふことはありても、兵馬の大權を臣下に御任せ遊ばし玉ふことはなかりたれど、中世に至り一時兵權は武門に歸した、然るに維新後再び古に復りて、今日の制度となりたので、古來の歴史を調べて見ると、此國の爲めに、天子様も、何人様も御命を捨て、戰場に出て御働きの遊ばし、臣下の者も幾度か血の池を作り、骨の山を築たかも知れぬ、左ればこそ今日支那や、印度を初めとし、東洋から南洋にかけては多く亡びたり、耻しめられて居るに、吾國は一度も外國から辱しめを受けず國運は日に月に發展しつゝあるのであるから、諸君は御勅諭を能く奉戴し、諸君の一舉一動が、此御精神に契ふ様に心掛けられ、斯くて内外兩面に亘りて、遺憾なく盡されたならば、國家保護國權維持の大任務を全ふすべき軍人となること

出来る、且つ軍人は現役ばかりではない、豫備役もあれば、後備役もある、そこで在營間の二年、若しくは三年に於ては、軍人たるの要素を造り、其後は在郷軍人となりて、郷里に歸へりて其常職を執り、又一朝國家有事の場合には、戰場に立ちて、身命を惜まず働かねばならぬ身で、云はゞ在營間は軍隊と云ふ國防學校に入學して居る様なものであるから、世間の學生が立派な卒業證書を貰て歸らうと思へば、始終一貫致々勉強するが如く、諸君も又始中終、油断なく其職責を全ふせんことを心掛けられ、満期退營の際は、善行證書を貰て歸る覺悟で居られ、日々の學科や、技藝に於ても、凡て全力を注いでやると云ふことが大切である、彼の市川團十郎が退隱する時に、弟子を集めて云ふに、善き俳優にならうと思へば、獅子の心掛を忘るなど云ふたさうな、是は他の動物は敵を選んで、己より劣ると思へば、初から輕蔑してかゝり、やゝ對當と思ふ者に、初めて其全力を注ぐと云ふ様にするから、時には意外の不覺を取ることがある、然るに獅子は、如何なる者に對しても、其全力を

注いで應ずるから、群獸が恐れて、遂に百獸の王と云はるゝ所以である、俳優などが、役割の如何に依りて、自分の氣に入りた役だと、本氣になりても、氣に入らぬと、よい加減にやるから、とうとう上達は出來ぬとの意である獨り俳優のみならず萬事が其通りである、殊に軍隊の如き、澤山な集合體の上には、色々役務が分れることであるが、如何なる時、如何なる場合に處しても、其全力を注いでやると云ふことが必要である、且つ何事も、初めの間は大切にしても、日を経るに従つて横着になり易い、彼の婦女子が嫁入した當分は、嫁でなければならぬ様に云はれた者が、日が立つ内に何時しか横着になるから、遂には兩親や智に嫌はるゝ様になる、又下女や下男でも、初め奉公した日の心さへ忘れねば、主人より忌まるゝ氣遣はなく其身は安全である、或道歌に、奉公の始の心忘れずば、終に吾身もゆたかなるべし嫁入の其日の心わすれずば、聲姑にさらはれはせじとある、諸君方は、斯なことは既に御承知であらうけれども、轉ばぬ前の杖、失敗のなき間よりの用心までに、序に御話した次第である。

二 忠 節

一 國體と忠君愛國 凡そ如何なる者も、其國に生れ、其君の御恩を被りてをる已上は、其君の爲に誠心誠意、己が本分を盡し、恰も竹に節あるが如く、我心は思ひ定めし節操を守らんとし、又其國の爲に、餉迄盡瘁せんと心掛けざる者はあるまい是れ即ち忠節の念慮である、殊に我國にありては、忠君の大道は、一切道德の淵源で、又其歸着點でありて、吾人の行爲は、總べて君に忠を盡さんとするの意志に出で、又總て善行の結果は、忠君の目的を達することゝならねばならぬ、諸外國に於ては忠君必ずしも愛國ならず、又必ずしも孝道と合せぬこともあるが、我國に於ては、忠君は即ち國家に對する愛國の道であると同時に、父母祖先に對する孝道となるのである、何せなれば、我國は上に萬世一系天壤無窮の 皇室を戴て、而も

皇室ありて後人民あり、人民ありて後 皇室があるのではなく、そして臣民は不二
 でありて、忠孝一致を以て、人倫の大本として居るのである、謹て案するに、太古
 我が邦未だ開けざるに當り、天祖天照大神 皇孫瓊々杵尊に命じて、此國の主と
 なさしめ以て萬世無窮の寶祚を定め給ひしより、三世相傳へて 神武天皇様に至り
 中原を平定して、都を大和に定め給ひしより、御歴代の 天子様が一系相承け、以
 て今日に至らせ給ふたので、億兆の人民は大抵皆神孫 皇族の末裔、若しくは 皇
 室より分れたる功臣の末孫でありて、祖先以來 皇室を輔翼し、君命を遵奉し來り
 たもので、即ち 皇室ありて後人民があるの、他邦の如きは、先づ人民ありて後
 人民中の強者立つて會長となり、進みて君主となり、以て一國をなすと云ふ有様で
 我國體とは大に相違して居るのである。
 既に我國は 皇室ありて後人民あり、そして其人民は皆 皇室の一族及び臣下であ
 りて、君民一家の國風なることが知らるれば、億兆の人民は皆是れ、皇室の臣下で

ある、然るに他邦にありては、或は臣と民とに別がありて、官にありて君に仕ふる
 ものを臣と謂ひ、下にありて君に治めらるゝものを民といふ、臣は文武百官にして
 民は農商百姓である、獨り我が邦に臣民一致の國風を有してをるのである。
 已に我が邦は億兆の臣民は、皆 皇室 皇族の末裔より出で、君臣一家の國風を有
 することが知れたら、古來忠孝一致を以て人倫の大本とすることも知るべきである
 即ち我邦君臣の間は、恰も一家中の父子の如き關係ありて、陛下に忠を盡くすは、
 父に孝を盡くすと同一の感情を有し、忠は孝の大なるものゝ如く考へ來りて、遂に
 忠孝一致の國風をなし、就中忠を重しとする人倫をなして居る、實に我が人民の忠
 義の感情は一種特別で、他邦人種中に未だ其比を見ざる所である。
 他邦にありては、忠孝其途を異にし、支那の如きは孝を以て重しとしてをる、それ
 で孔子の如きも、孝と云ふことは十分説かれたけれども、忠と云ふことは詳しく説
 かれない、即ち孝經と云ふものを著はして、親孝行の道を誠に深切に教へられたれ

ども、遂に忠經と云ふものは書てない、論語の中に忠と云ふ言葉は澤山出てをるが忠の意味が淺薄の様に思はれる、殊に禮記には、爲人臣之禮不顯諫三諫而不聽則逃之子之事親也三諫而不聽則號泣而從之、と云ふてある、親に事ふる道を説くは、三たび諫めて聽かれれば、泣て之に従がふと云ふて、如何に親なればとて悪い事の有た時には、深切にお諫め申して、再び悪事をさせない様にせなければならぬ、然るに一度諫めても聽入れがない、二度諫めても改められない、遂に三度諫めても、到底聽入れないで、相變らず悪い事をするると云ふ場合に立至つた時には、泣て之に従がふ、悪事を知りつゝも、親一人を悪人にしては置かぬ、自分も諸共に親と一緒に罪人に成ると云ふ覺悟がなければならぬ、去りながら、已に是れ悪事である、悪事と知りつゝ之に與するのであるから、泣て之に従がふとある、然るに君に事ふる道が、斯る場合に立至つた時には、如何に決するかと云ふに、三度諫めて聽かれれば逃るとある、即ち君たる御方に御心得違の事のあつた時に、一度諫め

二度諫め三度までお諫め申しても、其君がお聽入れなさらぬ時には、最早臣たるの道は是れまでであること決斷して、其君に事へることを止めにして餘處に往てしまふやうにするると云ふので、其禮記の註に呂氏が、君臣義合也父子天合也君臣其合也與父子同其不合也去之與父子異也と云ふてをる、其は其筈、支那の君臣の義は、本々切て切られないと云ふわけではなく、甚しきは昨日の敵に今日は君として事へて居る様な事もあるのであるから、三度までも諫めて聽入れられない程の事であつたならば、お暇乞して餘處へ往くと云ふも無理ならぬ次第である、最も支那でも古來隨分忠臣義士も出て居るけれども、本來我國とは國體を異にし、隨て國民道徳の標準が異りて居るから、儒敎でさへ、我國に用ふる場合には、餘程斟酌をせねばならぬ、況や西洋諸國の道徳敎は、大に注意せねばならぬ、古來和魂漢才てふ言葉もある位で、儒敎に對しては、既に斟酌してあるが、方今日進月歩の今日、諸外國と交際益々頻繁を加ふる世の中だから、深く注意を拂はねばならぬ。

既に我國は臣民不二でありて、忠孝一致を以て人倫の大本として居ることが明瞭なる已上は、我々の祖先が、誠心誠意忠君愛國に盡した如く、我等も亦粉骨塗身、以て君恩國恩に報ゆるの覺悟がなくてはならぬ、古人が海行かば水つく屍、山ゆかば草むす屍、大君の邊にこそ死なぬ、のとは死なじと歌ひ、又山はさけ海はあせなむ世なりとも、君にふた心われあらめやもと詠じたる如く、崇高義烈の精神を以て忠君愛國の大道を履み、以て祖先の遺風を顯彰し、國體の精華を發揮するに勗めねばならぬ、斯くてこそ 先帝御製の「ちはやぶる神の心にかなふらむわが國民のつくすまことは」の 御聖旨に契う事と信じます。

(二)軍人の覺悟 殊に軍人は此忠君愛國の心が堅固になかりたら、如何に學術技藝に熟達しても、猶ほ偶人と同様で、國家保護、國權維持の重任を全ふすることは出来ぬ、依て 勅諭には「凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此心の固からでは物の用に立ち得べしとも思はれず軍人にし

て報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長ずるも猶偶人にひとしかるべし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるべし」と仰せられました、我國に生れたほどの者は、報國心のなき者はない、況して軍人たる者は、此心が堅固になれば、大事の場合に役に立たぬから、能く御聖諭を奉戴し、一心に其本分たる忠節を守り、義の重く死の輕きことを覺悟して平素より能く其心膽を練り、一命を惜まず誠心誠意、君に事ふる心得が大切であります。

凡そ人其生命を全ふじて、忠義を盡くすことが出来れば、充分であるけれども、生命を全くせんとして、忠節を守ることが出来ざりしならば、其汚名は萬世に到るも消滅せぬ、之に反して生を捨て、義を取たる者ならば、千載の後尚ほ人をして感奮せしむるものがある、見よ楠公父子の名を聞かば、如何なる者も其忠節に感動し四十七士の大義を聞かば、誰か感泣せぬものはあるまい、此等忠義の精神は何時ま

でも死滅することなくして、幾多の忠臣義士を作り出してをる、孟子が魚我所欲也熊掌亦我所欲也二者不可得兼舍魚取熊掌也生亦我所欲也義亦我所欲也二者不可得兼舍生而取義也と云ひ、又生亦我所欲我所欲有甚於生者故不為苟得也死亦我所欲我所欲惡有甚於死者故患有所不避也と云ふたのは、義を捨て、活くるは耻であるから、命を捨て、も義を立て、又義であれば平素悪むべき死も、甘んじて進み、潔よく死に就くべきを示したのである。

彼の楠公や四十七士、其他古來の忠臣義士は、平素より常に君の爲めには、何時でも死ぬと云ふ心掛けであつたから、時に應じ折に觸れ、一大忠義を顯して居るのである、依て軍人たるものは、平素より此精神を修養することが肝要であります。次に節とは氣節々操など、熟して、丁度竹に節のある如くに、人間にも亦確りした節がなくてはならぬと云ふ程の意で、換言すれば心の中に他より犯すことが出来な

い、氣象の定つた所がなくてはならぬと云ふことでありませう、それで支那でも蘭竹梅菊を四君子と云ふて、竹を君子の中に入れてあるのは、君子と云ふものは虚心直節なもので、心に一點の曇りなく、操守する所の貞節がありて、濫りに意を左右せぬのが、君子の尊ひ所である、今竹を観ると、内部は全く空虚で、而も一定の堅い節が、嚴然として存してをるのであるから、人間も此竹と同じく、虚心直節であれば、君子と謂はれるのである、其虚心とは心に何物もない事である、何物もないとて、學問も徳義もないのではない、今云ふのは我慾の事である、自分勝手の慾、即ち自分さへ善ければ人は如何でもよい、自分に都合のよい事であれば、事の如何に關らず、何でもやると云ふ我慾の一切ない事を云ふのである、此の如く虚心でありて、毫も私慾がなくなれば、其行爲の上に自ら直節が出来る、私慾の爲に我心が種々に變じて、都合のよい様、勝手のよい様になる様では、節は決して付くものではない、私心私慾の汚ららしい物を捨て去りて、虚心にして而も直節のある所が、

人間として最も價値のある所である、假令其人に才智あり、學問あり、又性質が温厚でありても、少しも節のない女竹の様な人間であつたなら、人としての價値はない、然るに近頃の世人を見ると、どうも此氣節々操の有る人が少ない、皆我利我慾の爲に、節操を曲る人計りである、平生は人が敬禮しても、碌々挨拶もせぬ様な横柄な連中でも、自分の都合の善い場合には、如何なる者にも頭を下げ、我が利益になる事であれば、耻辱も外聞も打忘れる人間が多い様であるが、眞に淺ましい次第である。

國民にして此氣節と云ふことがなかつたら、實に國家も維持して行く事は出来まいと思ふ、何故なれば、氣節のない人間は、自分の都合ではどんな事でもすると云ふことになれば、我が勝手のよい時には外國にもつき、之が極端に走れば敵國にでも従ふ様な事にならぬとも限らぬ、實に此氣節があればこそ、國家の名譽も、位置も保たれて行くのである、國民は氣節ありてこそ、國家を思ひ 皇室を守護して、日

本の名譽を外國に發揚する事が出来るのである、今日我國が世界の一等國に列して他の侮を受けず、其位置を保て行けるのは、今日までの國民に、此氣節が充滿して居たからである、古來武士道と稱して、外國まで知れ渡り居る我國の義徳は、主として忠義と氣節とに依つて出来上り居るのである、支那でも忠臣とか、義士とか云はれる人々は、皆此節操を持って居た、宋の天下の滅びた時に、自身は長く宋の祿を食んだものであるから、今は元の世となり、重く用ひらるゝとも、決して元の食は喰はぬと云ふて逃げた謝枋得や、終身宋の復興を以て己の任とした文天祥の如き、皆是れ有名なる氣節家で、中にも文天祥が獄中に作りた正氣歌は、實に慷慨悲憤を極め、儒夫も爲に立つの感がある、我國にも斯る高潔の士は古來澤山ありて、男子のみならず、婦人にも幾多もありて、身を殺して貞操を全ふせし袿裳女の如き、或は又我身及び我子迄を殺して、奸雄の命令を拒みし細川忠興の妻の如き、數ふるに違あらぬ程ある、古來忠臣は二君に仕へず、貞女は二夫に見へずと云ふのも、皆此氣

節を賞した言葉で、人間には是非此氣概節操がなくてはならぬ。
 何人にも此氣節と云ふ事が必要であるが、別して軍人には此氣象が大切でありて、
 此が忠義と相并んで忠義節操となるのであるから、勅諭に「軍人は忠節を盡すを本
 分とすべし」と仰せられたものと存じます、依て軍人諸君は、尙更此精神を修養し
 て、軍隊の感化力を地方に及ぼし、世人の腐敗せる精神を一掃せられたきものであ
 ります、今古來の氣節家の中で、二三の例證を挙げてお互修養の資料に供せう。
 彼の明初建文の歴史を繕て、燕王自立後の京師の状態を考へると、實に腥風滿地鬼
 氣人に迫るの概がある、其先帝の遺臣を迫害するの手段方法は、眞に惡辣を極めて
 居る、隨て又其迫害に反抗して昂げられたる、志士仁人の氣焰も凄じい、ものであ
 った。
 方孝孺と云ふは、惠帝の侍讀でありて、殊に帝の恩遇を被りた一人でありた、彼は
 身に喪服を着けたまゝ捕へられて、燕王の前に引き出された、彼は身を大地に抛て

慟哭し、口を極めて燕王を罵つたが、名にし負ふ一代の鴻儒、天下萬民の信賴する
 處であるから、無残と殺す譯にはゆかない、殊に彼の筆を煩はして、即位の詔勅を
 書かせやうといふ目論見が、燕王にあるからして、流石の燕王も、自ら榻を下て慰
 撫甚だ力め、彼を尊んで何うにかして撫で込うと考へたが、彼は傍にも寄せ付けぬ
 見幕だ、ソコデ結局強談に筆と硯とを目の前に突き付け、燕王は決心の唇を噛み締
 めて、サー書けと肉薄したれば、彼は意外にも筆を把つたで、燕王の顔色は微しく
 和いだ、筆は電の如くに紙上に閃いたと思ふと、墨痕淋漓と現はれたるは、燕賊篡
 位の四大文字だ、サア大變、燕王は烈火の如く怒り、直に九族殄滅の宣告は下つた
 近親、遠戚、母黨、妻黨、友人、門生、合計八百七十三人は、一人／＼彼の面前に
 引されて、盡く慘刑に處せられたのである、彼の末弟方孝友が戮に就くの刹那は、
 さすがの方孝孺も、兄弟の愛情忍びがたかつたか、覺わす落涙數行したら、孝友は
 乃ち絶命詞を歌て、阿兄何必涙潸々、取義成仁在此、問一華表柱頭千載後、

夢魂依れ舊到一家山」と、泰然としに刑に就いた、此外彼の罪に坐して流瀆せられた者、實に千百餘人の多きに至つたが、彼は頑として最後の刹那に至る迄、咄々として痛罵を休めなかつたさうである、彼の周圍には、一家同族の屍山を築いて、七日の後彼自身も磔刑に處せられたとあるが、實に凄愴悲哀を極むると同時に、勇壯義烈の心膽は、人をして覺えず涙漣々たらしむるのである。

尙ほ當年の志士に鐵鉞原と云ふ武將があつた、彼は旗鼓の間に屢々燕王と見わた、燕王を苦めた事が再三であつた丈、其丈、燕王の惡しきも深かつたらうと思はれる、彼れ武運拙くして燕王の爲に生擒せらるゝや、燕王自ら廷上に彼を引き出して詰問した、而も彼は背びらを燕王に向けて立ち、何うしても面を向けぬ、ソコデ燕王は、其耳と鼻とを割かしめたが、彼は頑然として背立の姿を崩さない、今度は其肉を切り取て、焼て彼の口に入れ、旨いか不味いかと愚弄した、スルト彼は、忠臣義士の肉だもの、旨くなくて何とするぞ豪語して、遂に磔刑に處せられた、所で其

屍を大鑊の中に入れて油煮にし、獄卒共は鐵棒を以て、油煮の屍體を刺し通して、燕王の方へ向けて、何うだ憊う成ては敵ふまいとて、散々に侮辱したら、不思議や此時熱油沸騰すること丈餘、獄卒共の頭から浴びせかけたから、彼等は驚て逃げ出す途端に、屍體はクルリと廻りて燕王の方へ背を向たさある、此等は忠義の念力でも云ふべきであらう、科學者は如何に説明するか知らぬが、世の中の事は唯だ科學ばかりで分るものではないからうと思ふ。

又我國にも節操の固き人は澤山あるが、戰國武士に就て其例證を求めると、高松の城主清水宗治の如きは慥に其一人である、其は羽柴筑前守秀吉、中國攻の時、備前の岡山に到着の翌日、蜂須賀家政、黒田孝高の兩人を高松城に遣はしたら、城主清水宗治は、家臣二人を出して應接させた、ソコデ家政等は織田信長の誓詞、並に秀吉の添書を渡し、信長の旨を告げて曰ふには、清水長左衛門事文武兩道の達人の段其聞わあり、依て此度羽柴秀吉と談じ、西國の先手を致し、軍忠を抽するに於ては

備中備後の兩國を宛行ふとのことであつた、スルト宗治は信長公の御誓詞を下され有がたくは候へども、數年毛利家に屬し、當國所々の境目を預りますれば、其重恩は廣大であります、然るに今更逆臣の身となり、信長公の御味方いたし、西國の先手致さんこと、屍の上の耻辱で御座います、縦ひ兩國を拜領し、榮華にはこりても何の面目ありて樂としませうや、古語にも貞女兩夫に見えず、忠臣二君に仕へずといひ、又或歌に幾度も主の命に替るべし、二心こそながき耻なれともあり、かやうの事耳にふれ、膽にしみ、一心に存じ極め居れば、今更心底を改めんこと、なかなか存寄らざる儀であるとして、遂に其命に應じなんだとある、孟子が富貴不能淫貧賤不能移威武不能屈此之謂大丈夫と云ふたのは、斯る人々を云ふのであらう

(三)佛敎に於ける忠道 前に我國々民道德の根底は忠君愛國であるから、東西各國の道德敎も、之を採用するには、餘程斟酌をせねばならぬ、忠孝の道を説いた儒敎でさへも、我に採用するには大に注意すべきを論じたが、古來神儒佛の三道と併稱

せられたる佛敎は、如何に忠道を説明するか、又如何に感化を興へしかと云ふに、佛敎に於ては、凡て知恩報徳と云ふことを以て、道德の根底と定め、之が君主に對しては忠義となり、父母に對しては孝養となること云ふ譯で、其恩義に就ては色々示してあるが、近く心地觀經には、國王、父母、衆生、三寶の四恩に對して其々酬報すべきことを示し、中にも君主の恩の深大なることを分開的に十種も數へて、一々辨明してある、其は只抽象的に君恩は重大なりと云ふばかりでは、感謝の心情が充分發り難き邊もあるから、其徳を開陳し、條件を別説して、感謝の情の起ることを一層廣大ならしめんとすの御思召であらう、其十恩とは一名二能照以二智慧眼照二世間一故、二名二莊嚴以二大福智二莊嚴國一故、三名二與樂以二大安樂一與二人民一故、四名二伏忍一切怨敵自然伏一故、五名二離怖一能却二入難一離二恐怖一故、六名二任賢一集二諸賢人二評二國事一故、七名二法本一萬姓安住依二國王一故、八名二持世一以二大王法一持二世間一故、九名二業主二善惡諸業屬二國王一故、十名二入主一切人民王爲主一故と

説て、十徳を一々辨明してある、又王法政論經、雜寶藏經、瑜伽師地論等にて十徳が擧げてある、此等を詳細に辨明することは今略しますが、佛敎には吾々人間を唯だ今世一世のみのものとせず、過去現在未來の三世に亘る關係を説き、君となり臣となり、親となり子となり夫となり妻となるのは、過去世よりこの方餘程の因縁が重なりて居ればこそ、斯る關係を結ぶ様になりたので、切るに切られぬ原因があるのぢやと教へてあるから、此敎を信じたものは、如何なる場合にも臣子としては忠孝を盡し、夫妻としては和合を全ふすと云ふ精神が起る筈で、殊に原因結果の理法より云へば、君主と人民とは天性相異する所がある、即ち吾人は通常の五戒五善を持守したる結果として、人身を得たれども、君主は特殊の十善戒等を持たれたる結果として、人生中の最上の位置を占め、國民を統御せらるゝので、君臣は元來貴賤の別がなくてはならぬ原因が、生前よりして既に是れあるものとしてあるので、心地觀經に依れば、凡そ君主となりて國家を統御するのは、曾て攝善法戒、攝衆生戒

攝律儀戒の三聚淨戒を持ちし果報であると説き、仁王般若經に依ると、曾て十善を行ひし報であると言ひ、法句經に依れば、佛と法と僧と親と君との五處に對して、敬愛し供養する爲めに、身心の苦勞も打忘れて勤めたる行爲の福德として、王者の報を得ると説き、辨意經には、布施、持戒、忍辱、精進、忠孝の五事の行爲の報として、帝王たるの果報あるものと説てある、説に多少の相異はありても、凡て王者たる者は、生前に於て通常の人間に異つた善事を行ひたる果報とすることは一致して居る、近くは淨土眞宗正依の大無量壽經にも、此事を示して、所二以世間帝王人中獨尊一皆由宿世積德一所致慈惠博施仁愛兼濟履信修善無所二違諍一是以壽終福應得昇善道一上三生天上二享三茲福樂一積善餘慶今得爲人適生王家一自然尊貴儀容端正衆所敬事一沙衣珍膳隨心服御宿福所追故能致此と説てある、實に深切著明ではないか、況んや佛敎を信じ、轉迷開悟の道に於て、安心立命の出來た身の上は、一層君恩親恩の重大なることを感謝するわけで

ある、存覺上人の破邪顯正鈔に、ナカンツクニ曠劫流轉ノアヒタ、多生沈没ノ土ト善根薄少ニシタイマタ火宅ヲイテサルトコロニ、タマノ南洋ノ人身ヲウケテ、サイハイニ西方ノ佛敎ニアヘリ、コノユヘニ生々ニウケシ六道ノ生ヨリハ、コノタヒノ人身ハモトモヨロコハシク、世々ニカウフリシ國王ノ恩ヨリハ、コノトコロノ皇恩ハコトニオモシ、と云はれたる感想が起て来る、古來各宗の高僧知識が、筆に口に報國思想を鼓吹し、若くは身を以て君國に盡された例證は、數へ盡されぬ程である、そして其感化は流れて、億兆の腦裡に印象せられ、幾多の忠臣義士を生じたのである。

要するに佛敎は、我國の忠君愛國の思想を養成するに、完全なる教義と信ずると共に、決死の覺悟を必要とする軍人は佛敎の信仰に依て最後の安心立命を得ることが肝要で、古來の忠臣義士も、多くは佛敎に依て安心立命を得、又其敎に依りて忠節の思想を養成して居る様であるから、諸君も古賢先輩の跡を追て、佛敎を信仰せらるゝことが必要であると思ふ。

三 禮 儀

一) 禮儀の解釋并に其必要 禮記の曲禮に、鸚鵡能言不離飛鳥、猩猩能言不離禽獸、今人而無禮雖二能言不亦禽獸之心乎、夫惟禽獸無禮故父子聚斝是故聖人作爲禮以教人、使人有禮知自別於禽獸とありて、鸚鵡と云ふ鳥は、口をきくこと人の様である、但し猩猩が能く言ふといふことは、少し不審であるが、是は別問題として、人と禽獸との區別は、或は智識上より、或は徳義上より、若し生理上より、色々の説明もあらう、けれど先づ容貌威儀の行爲上より云へば、唯だ口がきけるときけぬとの違ひからではない、心に禮儀を辨へて、其が行爲に顯はれると、否との相違があるからである、故に世間でも、兄弟で夫婦になつたものでもあらば、畜生だと謂ふて、相手にするものがなくなる、何せなれば、其

行為が人倫に外れて居るからである、彼の禽獸などは、情慾に任して、之を制裁するに云ふことがないから、父子鷹を聚にするなど、不都合な事をやるので、人間でも禮に背いて、色慾を逞にするを獸慾と云ふのは、是れである、人は三歳の最靈であるから、禮儀と云ふことを能く心得、能く實行せねばならぬ、孟子も無二惻隱之心一非レ人也無二羞惡之心一非レ人也無二辭讓之心一非レ人也無二是非之心一非レ人也と云ふて、惻隱、羞惡、辭讓、是非の四心ありて、初めて人と云はれるも而も其辭讓、即ち我が物を人に譲與する心が、禮の端なりと云ふて、其心がなかつたなら、人は謂はれぬと迄云ふて居る。

禮とは何ぞや、古人は是を解して、禮者天理之節文人事之儀則也と云ふて居る、天理とは、天然自然の道理、節文とは品節文章で、事物の等級を定め、裝飾を加へることで、元來天理には形影がないから、禮文を作りて、此が天理である、此を守らねばならぬと、憑りて以て規矩となるものが示してあるから、其が吾人日常行為の

上に於て、容儀の法則となるのである、ソコデ人は其に依て日々の行為を律してゆかねばならぬ、乃ち吾人行為の法則となるものは、天理即ち宇宙の眞理より出たものでなくてはならぬ、眞理とは何ぞや、平等即差別、差別即平等の相即相融である見よ、宇宙間の森羅萬象は、悉く差別して、同一の物とては決してない、お互人間が千人集りても、萬人寄りても、一人として同じ顔の人はない、其他禽獸、草木皆然りである、併し其中に同じく人と云はれ、同じく動物と云はれるのは、共通普遍の點があるからである、其不同の邊が差別で、其共通の點が平等で、而も普通の平等の外に、差別の現象があるでなく、差別の現象のなりが平等である、斯の如く宇宙間の事物は、其本體より云へば平等普遍で、其現象より云へば差別無邊である、今之を人事に考ふるに、男女、老少、智愚、賢否、親疎、貧富の差別はありても、同じく人と云はるゝ點は異らぬ、既に上下尊卑の差別ある已上は、之を節制するの道がなかりたなら、上下相犯し、尊卑相越え、親疎相争ひ、貧富相奪ひ、掠奪争亂

底止する所なかるべく、社會の安寧秩序は、遂に保持することは出来まい、是に於て差別的秩序を教ゆる禮儀の必要なる所以で、而も同じく是れ人なる已上は廣く一般に對するの道がなくてはならぬ、そこで平等的和合を示したものが仁慈博愛の教である、而して前に云ふ如く、差別は平等を離れず、平等は差別を離れぬ、差別中に平等あり、平等中に差別はあるのである、此を知らずして、平等に偏すれば、惡平等となり、差別に片寄れば、惡差別となる、孟子が所謂楊子や墨氏は、各々其一偏に執じたので、其點は孔孟の教は餘程注意してある、其差別的禮を教へる中にも平等的和合の必要を示して、禮之用和爲貴先王之遺斯爲美小大由之有所不行知レ和而和、不以禮節之亦不可行也と云ひ、又平等的和合を教へる所の仁道に就ても、必ず差別的秩序あることを示して、君子之於物也愛レ之而弗レ仁於レ民也仁レ之而弗レ親親レ々而仁レ民仁レ民而愛物とか、老吾老一以及二人之老と云ふてある、今日の思想界中、彼の平等主義とか、利己主義とかは、何れも一方に偏したもので

宗教上でも、倫理哲學等でも、能く注意せぬと、知らずく弊害に陥ることがある現に或る宗教の如く、人は神の子である故に、人は皆兄弟である、如何なる人も皆平等であると説くが如きは、平等中に差別あることを知らぬので、此が極端に走る、遂には恐るべき財産共有主義や、社會主義などを唱ふる様になりて、忠孝禮儀などの美風は地に墮ちて、國家人道に大害を來すから、軍人諸君は別して注意せられねばならぬ、

然るに其平等差別の兩面を説き、殊に平等の體性より、差別の現象を生起する理由を、詳細に説明したものは佛教で、因縁教と迄稱せらるゝ理由は此處にあるので、即ち人に貧富、貴賤、苦樂、昇沈等が別れるのは、儒教では天命と云ひ、他の宗教では、多く神の所爲と云ふけれども、佛教では悉く自家の身口意三業の結果と云ふて、原因結果の理法より、自業自得であると説てあり、隨て君臣の大道、上下の心得等を明に教示してある、否な根本的に説明を與へたものは、佛教と云ふてよい、

即ち君となり、臣となり、上官となり、下級となるのは、一朝一夕のことではない能く、前世以来の因縁であると信すると共に、下としては上を敬ひ、上としては下を恵と云ふ徳義が、自然に生起して来る譯である。

既に禮は敬上恵下を本とする已上は、下としては、上を尊敬せねばならぬが、然らば如何なる標準に依りて尊敬すべきかと云ふに、孟子は、天下有二達尊三二爵一齒一徳一朝廷莫如爵卿黨莫如齒輔世長民莫如徳と云ふて居りて君主、父母、教師は、厚き御恩を受くる者なれば、第一に尊敬すべきである、祖父母、伯叔、父母、兄弟等は、親族中の長者であり、上級者は先進であるから、各々其宜しきに應じて、之を尊敬せねばならぬ、又己より年長者は、齡に於て我より上であれば、之を尊敬するは、長幼の序を正す所以で、極めて大切なることである、又爵位ある人官職ある人は、其爵位官職に對して尊敬すべく、徳高き人、學識ある人、又は世に功勞ある人は、尊敬を拂はねばならぬ、然るに世人、往々有徳者を尊び、年長

者を敬ふを知らざる者は、甚だ不心得と云はねばならぬ、古賢は如何に有徳者を尊び、其師を敬ひしかを話さう。

新太郎少將は、備前國岡山城の太守で、名君の聞え天下に高き方でありた、曩に中江藤樹の勸めにより、彼の熊澤蕃山を用ひて、大に治蹟が擧りたで、更に蕃山の師たる藤樹先生を招聘して、治國安民の道を開きたきものと、屢々家臣を近江に走らせて、其意を傳へられたれど、孝心深き先生の事とて、老母の側を離るゝに忍びずとて、御断り申上げられたれば、侯は益々敬慕の念止み難く、然らば余自ら江州に赴き、先生の門を訪ねんとて、江戸城出府の折り、態々京都より道を轉じて近江に入り、小川村の先生の居宅に向はれ、先生の門に近づきし時は、先づ供廻りの同勢を道に停めて、自ら近臣數人と共に、先生の邸に到られた時、丁度先生は村中の兒童を集めて、孝經の講釋を授けて居られたが、取次の者より備前侯の入來を聞き只今授業の折柄なれば、暫く玄關にて御待ち下されと申されたれば、侯は然らば御

稽古の終る迄、御待ち申さんと、汚穢しき玄關に座して、中なる講義に耳を傾け給ふた、應て講義の終りた時、先生自ら出て來りて、恭しく候を迎へ奉り、一室に誘ひ、對話せられたとある、備前侯は身一城の大守でありながら、徳者を敬ひ、玄關にて尊者の言に従ひ、其教授の終るを待たれとは、實に懐しき心掛けと云はねばならぬ。

又昔に現在の人のみならず、過去の祖先、又は古來の忠臣、義士、英雄、豪傑、孝子、節婦等を尊敬することを忘れてはならぬ、何せなれば、祖先は我身、父が父母我が家族等の根源であれば、之を尊崇するは當然の務で、殊に我國の如く、皇室を一大宗家と奉戴して、一國は即ち一大家族の團結でありて、往古より祖先を尊び家門を重んずる事、深き厚き國俗に在つては猶更である、其れで其祭祀を重んじ、其遺志を繼承せねばならぬ、又國家に功勞ありた人や、人道に貢獻した人々を尊敬し、吾等も國家人道の爲めに盡さんことを心掛けねばならぬ、又神社は國家の御先

祖や、若は忠臣、義士、英雄、豪傑を祭りてある所で、又佛閣は佛様や、各宗の祖師を安置してある所で、地方信仰の中心點であるから、此等を尊崇すべきは當然である。

(二)別して軍人に必要なる所以 御勅諭に、凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心得よ己が隷屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すべし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外に務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ」と仰せられて、軍人には元帥より一卒に至るまで、其間に上下の階級あり、又同列同級中でも、停年に新舊あれば、上級者は下級者を統轄し、後進者は先進者に服従せねばならぬ、

それで上官の命は、直に陛下の勅命と心得、隷屬の有無に拘らず、上級及び先進者には敬禮を盡し、又其敬せらるゝ上級者は、下級者に對して、其位置を恃みて、輕蔑、侮辱、驕亢、傲慢の行爲がありてはならぬ、下級者が上官の命を直に勅命として敬承する已上は、上官たる者が、命令を傳ふるに當りては、最も謹慎を加へねばならぬ、固より公務上威嚴を主とするは、其職務を重んずのであるけれども、平常は懇切慈愛の心を以て、下を取扱へとの御思召でありませう、斯く下級者は、上官を尊敬し、上官は、又下級者を惠愛し、互に相侵し相凌ぐことがなかりたら、上下の分限、貴賤の秩序も、自ら明になりて、命令は行はれ、和合は持たれ、上下一心同體の徳を養成することが出来る、此徳さへ備らば、平時にありては、能く軍紀風紀を守る軍人たり得べく、戦時にありては、水火も避けず、死地も畏れぬ軍人となり、其本分たる國家保護の大任を盡すことが出来る、之に反して下級者は、上官を敬せず、上官も亦下級の者を惠愛せぬ時は、上下互に我儘勝手に陥り、命令も

行はれず、軍紀風紀も立たぬ軍隊となりて、恰も烏合の衆に均しく、決して其の大任を全ふすることは出来まい、依て御勅諭には「若軍人たるものにして禮儀を紊し上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには當に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲めにもゆるし難き罪人なるべし」と御誡めあらせられてある。

凡そ軍隊は、衆人集合の上に成立するものであるから、上下の間に、秩序嚴正、規律整然を本とし、軍紀風紀の振作を肝要とするので、其軍紀の振作は、實に服從に依て維持せられるので、其服從は下級者の忠實なる義務心と、崇高なる徳義心で、軍紀の必要を覺知したる觀念に基き、上官の正當なる命令、周到なる監督、及び其感化力と相待て、能く其目的を達するもので、即ち下級者の禮儀心と、上官の感化力に依て成立するものである、世には服從と云ふことを不見識だなどと思ふ、愚な考を持つ人があるが、物事には服從すべきと、服從すべからざるがありて、服從すべからざるに服從するは、非見識であらうけれど、服從すべきに服從するは、

非見識處か、見識の高い人と云はねばならぬ、如何に航海學に詳しい人でも、暗礁が海底にあるを知れば、此に服従して進まない、其處が却て見識の高い所である、如何に英雄でも、豪傑でも、博士でも、金持でも、火に觸るれば焼かるゝと云ふには、服従せねばならぬ、此も服従するのが見識の高い所である、又軍人は軍に出て働くのだから、金持でも、學者でも、戰に臨んでは、鐵砲の丸には勝てぬから、其時は一生懸命に働く勇氣と、一年でも澤山に練り上げた人が上等なのである、金持でも、學者でも、隊伍の中では、猫の前に投げた小判も同様であるから、必ず上官先輩に服従せねばならぬ、況や軍隊に於ける服従は、絶對的でなければならぬ、一度軍服を着けたる上は、自己てふ觀念を無にして、上官に無限の服従を捧げねばならぬ、即ち軍人は 陛下の軍人で、軍人の生命は 陛下に捧げてあるのだから、上官の命令は直に 陛下の御命令と心得よとは、勅諭に示し給ふ所であれば、下級者は、己を空して上官に服従せねばならぬ、又上官は下級者をして、能く其命

令に服従せしめ、彈丸雨飛の間に於ても、甘んじて生命を上官に致し、斯くて上下一致、君國に報すべきであれば、下級者に對しては、親の子に接するが如く、兄弟を愛する如き心を以て、慈愛の情を注がねばならぬ、既に軍隊内務書にも「兵營ハ艱苦ヲ共ニ生死ヲ同ラスル軍人ノ家庭」と云ひ、又「中隊ハ編制並教育ノ單位ニシテ下士以下ノ教育訓練ヲ成就シ德育ヲ並進セシムル所トス中隊長ハ實ニ中隊ノ指揮官ニシテ又其師父タリ中隊附下士ハ其慈母タリ助教タルヘキモノトス」とありて、中隊は編制、並教育の單位であれば、中隊で云へば、中隊長は父の如く、師の如く、下士は母の如く、又助教の如きものであるとの意で、凡て上官は下級に對しては、父母の如き考へを持って、慈悲愛撫せねばならぬ、是れが軍人に特に敬上惠下の禮儀の必要なる所以で、禮記に君臣上下父子兄弟 非禮不定 官學事師 非禮不親 班朝治軍 蒞官行法 非禮威嚴 不行と、言ふてあるのは、誠に道理至極である。

昔し舜水が、水戸に聘せられた時、水戸の家中に、僅に一僕を使ふものでも、其僕が主人に對して、禮儀の厚きを見て、日本は禮儀正しき國柄である、我國(明國)若し如此禮儀の正しき風俗でありたなら、夷狄に奪はるゝことはなかるべきにと嗟嘆したとの事である、我國が日清日露の大戦役に、連戦連捷した原因は、主として軍紀が能く振作して居りたからであらう。

軍隊は軍人の集合より成り、個人は集合の分子であるから、軍人は其集合の時と、一個人の場合とを問はず、常に禮儀を重んじ、起居動作、何時も禮に契ふ様に注意すべきである、尙ほ古來能く禮儀を重んじた模範とすべき二三の例を御話せう。

武田勝頼が甲斐の天目山にて自殺した後、其首を織田信長の實檢に入れた時、信長聲あゝらげ、汝が父の入道世に在りし時、我に對して種々非禮を爲した報ひ、今汝が身に迫りて、斯る有様になりたる事のうたてさよ、汝が父一度上洛の望ありたこと聞くから、汝が首を京にのぼせて、梟首にせうとて、大に罵りた、さて其首を徳川

家の陣に送られたれば、家康公は床机より下り給ひ、首を三方の上に載せ、上段にすゑ、一禮をなし、泣ながらに、斯る有様を見參らせんとは、思ひも寄らぬ事で御座います、畢竟御身が若氣の至りで、血氣の勇にはこり、老臣の意見を御用いなさならなんだからであると、大に尊敬を拂ひ、又中山の廣岩院に命じて、勝頼主従の屍を叮嚀に葬らしめ、新一寺を營み、天童山景德院と號け、供養田をも寄附せられたとある、勝頼を辱めた信長は、創業半ばにして亡び、禮を盡した家康公は、遂に

十五代二百七十餘年、霸業を開く基を固められた。

又明治二十七年、黃海の役に於て、清國軍艦は殆ど撃沈せられ、或は捕獲せられて最早如何ともすることがなくなつた時、敵將丁汝昌は、軍使を遣して、書を送り降伏の旨を記して、軍艦軍器を殘らず差出し、唯部下の生命だけを救ひ呉れよと、切に請ひ來たで、伊東大將は之を許し、更に酒や菓子軍使にことづけて、長い間の戦争の骨折りを勞はられたのである、後大將は、丁汝昌の自殺したと云ふことを

聞かれて、特に艦隊にいひつけて、儀式を除く外は、凡て鳴り物を止められたのである、こは弔意を表せられたもので、やがて丁汝昌の柩を一つの小さな船に載せて芝罘に送り届けるといふことを聞き、氣の毒に思はれて、伊東大將は、丁汝昌は誠に忠義の士であつた、若し之が平時であれば、軍艦で護送せらるゝのであるが、國難のために死んで、今は却て粗末な小さな船で送られやうとしてゐる、仁義に厚い日本武士は、どうして之が黙つて視てゐられやうか、ついでには運送船の康濟號の一隻は、これを取らないことにして、その柩を載せることを許すことにしやう、これは聊かではあるが、敵の大將の忠義なる魂を慰めるためである、且船に餘地があれば、海陸軍の將校達なども、乗せても差支はない、唯日本の艦隊の占領してゐる所を通る間は、白旗を揚げれば、決して砲撃を加へは致さぬと、敵の方に申し渡されたら、敵方のものは、大層感泣して、厚くお禮を言つたとの事である。

又支那でも、昔し衛の靈公が、一夜夫人と對坐して居られると、車聲隣々とし、闕

に至りて止み、闕を過ぎて、復聲がするのを聞き召し、公は夫人に、彼は何人であらうかと御尋ねなされたら、夫人が曰はるゝに、妾が聞きますに、禮に公門に下り路馬に式す、敬を廣むる所以なりと凡そ忠臣と孝子とは、昭々である爲めに、殊更に節を信べず、又冥々であるからとて、行を惰らぬものであります、遺伯玉は賢大夫で、仁にして且つ智ありて、能く上に事ふるに敬む人間でありますれば、必ず闇昧であると云ふので、禮を廢しますまいと云はれたで、公が人をして見にやられたれば、果して遺伯玉でありたこのことである。

又上として能く其部下を愛撫した例は、古今東西に澤山あるが、今歐洲に於ける一の美談を紹介せう、彼のナポレオンが大軍を率いて、世豈に我を妨ぐるのアルプスあらんやとて、世界第一の峻山と云はれた、アルプスを越えて伊太利に攻め入らした時、其一枝隊に將として、此峻山を攀ち上た、マグドナル將軍の麾下にピールと呼ぶ十三四歳の少年鼓手がありた、けなげにも他の兵士と立ち交つて、少しも

屈する色なく、勇を鼓して進軍して居た、時しも冬の半ばにて、山は悉く雪に埋められ、竿を以て雪の深さを計りつゝ、進むの外なき難路を、事ともせず進み行く程に、全軍の將士、此少年の勇氣に獎まされて、山又山と進み行く中に、忽ち百雷の一時に落つる如き響して、山上の積雪は、驀前として下り來るに、幾十の兵士は、避くる間もなく、幾百丈とも知り難き谷底に落下し、或は雪に埋められ、或は岩に碎かれて、生死の程も知り難きに至つた、先きの程迄、勇み進みし少年鼓手も、亦此雪崩の爲めに落されて其姿も見ねななだが、遠き谷底にて、幽かに太鼓の響が聞ゆるで、兵士等は、さてはビールは未だ死なぬらしい、如何にもして助けたしと、口々に云ふけれども、幾百丈とも知り難き谷底に、雪や氷を以て閉されたれば、下りゆく術もなかりた、斯る程に、打ち鳴らす太鼓の音は、次第に弱く、ビールは凍りて死んだかと、皆々心配して居た、此時マゴドナルは、我れ下りて彼を救はんといふに、兵士等は、將軍の一命は我等が百千にも優りますれば、何卒御止めなさ

れませ、我等往て助けませうといへど、將軍は斷乎として、兵士は皆我子である、子を救ふは親の任務ちやと、叱るが如くに云ふて、大砲の綱を以て其身を縛り、上より釣り下ろさしめて、太鼓を打つ力もなく、既に絶息せんとするビールを、自分の身に括りつけ、引き上げさせた、兵士等は此將軍の慈仁に感じて、歡喜の聲は、アルプスの谷々に響渡りたとある。

(三) 佛敎に於ける禮 儒敎にも、經禮三百曲禮三千など、随分禮と云ふことは詳細に示してあるが、一言で之を蔽へば、敬と云ふより外はない、佛敎でも、戒律などの事を調べたら、中々面倒であるが、要するに、止惡作善の目的より外はあるまい即ち身口意の非を防ぎ、惡をなさしめずして、善を作さしむる爲めで、つまり身心を規律的ならしむるのであるが、此は専門に亘るから略しまして、師や長上に對しての敬禮は、頗る深切に示し、隨て下に對する慈愛も能く説てありて、大藏中至る處に顯はれて居るが、近く觀無量壽經には、孝養父母一奉事師長、慈心不殺修二

十善一等等、孝養と敬禮と、慈悲とを並べ説て、三世諸佛の成佛せられたる、淨業正因の一なりと云ふてあり、又無量壽經には、五善五惡を示し、仁義禮智信の五常を説て、人として禮を亂るべからざるを懇に示し、又佛陀の因位法藏菩薩たりし時、師長を尊敬せられし有様を、恭敬三寶奉事師長と説き、又衆生に對しては和顔愛語先意承問と云ふてあり、一切菩薩方が、衆生を愛感し給ふ有様をば、興一大悲一愍一衆生一演一慈辯一授一法眼一杜一三越一開一善門一以一不請之法一施一諸黎庶一如三純孝之子愛一敬父母一於一諸衆生一視若自己と説てある、又佛弟子が佛に對しては、偏袒右肩長跪合掌とか、或は稽首佛足一右繞三匝とか、實に上を敬ひ、下を惠むこと、至れり盡せりである、左れば佛教を信じた者は、必ず敬上惠下の禮儀を重んずべき筈で、經文には又佛敎の感化力を示して、佛所遊履一國邑丘聚靡不蒙化天下和順日月清明風雨以時災厲不起國豐民安兵戈無用崇德興仁務修禮讓と説てある、古來各宗の高僧方が、佛陀や師匠を尊敬し、又其弟子や

其他に對して、慈愛を施し、弟子も又其師を尊敬せし美談は、澤山であるが、眞宗の開山親鸞聖人の如きは、其師法然聖人に對しては、無上の尊敬を拂ひ、其命令には絶對に服從して居られる、乃ち親鸞ニオキテハ、タ、念佛シテ彌陀ニタスケラレマイラスヘシト、ヨキヒトノオホセヲカウフリテ信ズルホカニ、別ノ仔細ナキナリとか、又タトヒ法然聖人ニスカサレマヒラセテ、念佛シテ地獄ニオチタリトモ、サラニ後悔スヘカラスサフラフとか、結果が身の爲めにならうかなるまいか、行先が地獄であらうが極樂であらうが、一寸も頓着はない、唯だ何事も御師匠法然聖人の御指揮に従ひ、我が運命は師匠に委す上は、よし師匠に欺されて、地獄に落ちたからとて、決して残念に思はんと云ふ程に、御師匠を信じ敬ふて居られる、斯くて師も亦特別の愛情を垂れ給ふ、斯うなりてこそ、師の教に力があり、無限の慈悲が籠るから、益々師弟一味上下一心となるのである、此心を以て君父に向へば忠孝と顯はれ、國家に向へば、御勅語に所謂「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義

勇公ニ奉シ」と云ふ事になり、軍隊にありては、敬上惠下の禮儀を正くする軍人となるであらうと信するから、絶對的服従と、無限の慈愛を要求する軍人にありては佛敎の信仰に依て、其禮儀心を修養することが、必要と思ふ。

四 武 勇

(一) 武勇の解釋並に其必要 貝原益軒翁の武訓に、武に本末あり、知仁勇の徳は本なり、武徳なければ、武の道立たず、弓馬刀槍の類のわざは、藝なり末なり、武藝なければ、敵と戦ひがたし、夫智仁勇の三徳は、大將士卒皆たつとぶべし、智なくしては、兵を用ひがたし、仁なければ、士卒をむきてしたがはず、忠孝を行はず義理にそむき、敵をたひらげて、民をやすんすることなし、利欲によつて亂をおこしかへつて、害となる、勇なければ仁義忠孝のはげみなく、敵をうちたひらぐるにちからなし、故に智仁の道も、勇なければ行はれず、凡此の三者は、武の徳なれ

ば、一もかけぬれば、武の道立たず、又弓馬刀槍の藝をしらざれば、徳ありても、戦にのぞみて敵にかつことかたし、故に兵を用ふるには、大將も士卒も、武藝をしらすんばあるべからずと云ふてある、元來尚武てふ事は、我國建國已來の國是で、天照大神様が、皇孫瓊々杵尊様に、御授けあらせられた、三種の神器中の寶劍は、即ち我國の尚武を示し給ふ所以で、上は 聖上より下は國民に至る迄、此精神が充滿して、我國往古の兵制が、天皇陛下御統帥の下に成立したのは、即ち武勇を尊び給ふ、明かなる證據で、中にも、神武天皇の御東征、日本武尊の熊襲征討、神功皇后の新羅御親征等は、如何に御勇徳に富ませられたか、知られる。武勇とは何ぞや、武とは玉篇に健也、一曰威也、斷也とありて、たけく、つよき意で、勇とは猛也、銳也、果敢也、又強也と訓じて、是又たけく、するごとく、さだむる意で、書經に、乃武乃文と言ふて、武は元と文道と相伴ふて行はるゝ道徳で、其字の形が、戈を止の二字を結合したもので、其意は固より干戈を弄するを本とせ

す、干戈を止んが爲に、已を得ず、一時之を用るをいふので、苟も國家を治平にしやうと思は、必ず文武兼用でなくてはならぬ、中江藤樹先生の文武問答には、天を經とし、地を緯として、天下國家をよく治めて、五倫の道を正しうするを文と云天命を恐れず、さも悪逆無道のものありて、文道をさまたぐる時は、或は刑罰にて懲し、あるひは軍をおこし征伐し、天下一統の治をなすを武と云とありて、文道の力及ばざるときは、武道之に代りて膺懲し、武道を以て戡定したる後を承けて、文道之を整理し、以て世界國家を安靖ならしむるので、云は、文武は一紙の表裏の如きで、離すことが出来ぬものでありませう、それで孔子も、有文武事者必有武備、有文武事者必有武備、有文武事者必有武備、後醍醐天皇の御綸旨にも、文武不二と書させ給ふたとか、又水戸黄門光圀卿も、弘道館記の中に、忠孝無二文武不岐と云はれ、藤樹先生も、文道をおこなはんための武道なれば、武道の根は文なり、武道の威をもちひて治める文道なれば、文道の根は武なりとも、又文は仁道の異名、武は義道

の異名なりとも云て居られて、文武は別立するものではありません、然るに世人は文人即ち文官と、又武人即ち武官と云ふに就て、大に誤解し、文人と云へば、歌をよみ、詩を作り、若は墮落書生や、婦女子を相手に、小説でも書て居る者の様に思ひ、武人と云へば、髯髻々々として、粗暴傲慢なものだと思ふのは、頗る心得違で、山陽先生などは、我國を王政の昔に復活させたい精神から、日本外史其他を著はして、不知不識の間に、讀者に勤王の精神を發揮せしめて居る、又藤樹先生や、蕃山先生の感化は、永く残りて居る、又家康公などは、常に文事を忘れず、いつも慈悲と云ふことを心掛けて居られた、此等が眞實の文人、誠の武人である、既に孔子聖人は、論語には、夫子溫良恭儉讓とあれば、實に柔和親切の人である、然に一國の宰相となりて、政事を預り聞かれる時には、非常な武勇を奮ふて居られる、乃ち魯の定公と、齊の景公とが、夾谷と云ふ所で會合せられた時、孔子は澤山な軍人を引連れて行かれた、其席に齊より優倡侏儒とて、俳優やら短人やらを出して戯れさ

したら、孔子が匹夫燧二惑諸侯一者罪當レ誅請命二有司一加レ法焉とて、打ち殺さしめ
 た、又大司寇となられた時には、第一番に政を亂したる太夫の少正卯を誅戮せられ
 た、又孫子や呉子は、何れも兵法家で軍學者である、然るに孫子も、百戰百勝
 非二善之善者一也不レ戰而屈二人之兵一善之善者也と云ふて居る、又呉子が魏の武侯に
 事へて、或時君の御件をして、船にて西河を下る時、武侯が呉起に向て、魏の國は
 山河の固め充分なれば、實に結構なる國であると云はれたら、其時呉起が、在レ德
 不在レ險若君不レ修德舟中之人盡爲二敵國一也と、道德を修めたまはずば、現在御件
 の者も、皆敵になりますと云ふた、斯の如く文武は一體兩面で、分離すべからざる
 ものであるから、古人は讀二孔孟之書一而不レ嗜レ殺レ人者未レ爲二仁人一也讀二孫吳之書一
 而不レ嗜レ殺レ人者仁人也と云ふたのは、頗る味のある言葉である。
 さて勇とは、懼れず屈せず自疆已まざるの意で、孔子は論語に、見レ義不レ爲無レ勇也
 と云ふて居らるゝ、此は勇の消極的説明で、積極的に換言すれば、爲レ義勇也で、

義即ち宜を制すると云ふことが必要である、ブラト一が恐るべきものと、恐るべか
 らざるものとを辨識することなりといひ、水戸義公が戰に臨んで身を捨つること難
 らず、田夫野人と雖之を能くす、されど生くべき時に生き、死すべき時に死するは
 眞の勇なりと云はれた如きは、能く勇を説明してをらるゝ。
 凡そ戰爭には、有形と無形とがありて、有形的のは常住は遣らない、又餘り長くは
 續かないけれど、無形的戰爭は、常住不斷に行はれて居る、其無形の戰爭とは、一
 には自然に對する戰爭、二つは社會に對する戰爭、三には精神内部に對する戰爭、
 四には運命に對する戰爭である、一に自然に對する戰爭とは、四季、風雨、地形等
 總て吾人と外圍との戰爭で、赤子の産聲は初陣の聲である、そして一生涯、晝
 夜不斷に戰爭をして居る、其間に少しでも油断すると、風邪の捕虜となり、病魔の
 爲に倒される、乃で其戰爭に勝てば活き、敗ければ死ぬのである、二に社會に對す
 る戰爭とは、學術、實業等の競争で、國內は申迄もなく、外國とも常に戰端を開て

をる、三に精神内の戦争とは、善心と悪心との戦争で、王陽明は、山中の賊は破り易く、心中の賊は破り難しと云へる如く、外より攻むる敵よりも、心中の敵は強い四に運命に對する戦争とは、生死、憂患、困難、疾病、災殃、禍福、吉凶等で、吾人の生涯は不如意の事多く、想ふ様にならぬ世の中でありて、吾人は何時も之と戦ふて居る、そして有形的戦争に、陸海軍の準備が必要なる如く、無形的戦争には、教育と宗教とが必要である、自然と戦ふには、衛生を重んじ、體育を盛にし、社會と戦ふには、智識を廣め、實業を盛にし、精神内部の戦争には、道徳を修め、運命と戦ふには、信仰が武器であります、而も陸海二軍は、何時も聯絡を要する如く、教育と宗教は、分離すべからざるものがあるが、其れにしても第一に武勇が必要である、勇氣と云ふことがなかりたら、折角思ひついても、少し困難に遇へば直に止め又は少の抵抗に、打勝つことが出来ずして、何事も成功することなくして終て仕舞ふ、依て武勇は何人にも必要であるが、殊に軍人には猶更である、何せなれば、軍

人は無形的戦争を常にやりつゝ、又實地有形的の戦争に臨み、奮戦せねばならぬ身で、而も其戦争が何時起り、何時出陣せねばならぬかも知れぬ身であるから、一日片時も武勇を忘れてはなりません、依て御勅諭に「夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくしては叶ふまじ況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきか」と仰せられたものでありませう、此武勇の反對は、卑怯臆病である、此臆病未練の振舞、又は卑怯千萬の心は、軍人の禁物である、水火も避けず、死地も畏れざる氣象は、即ち武勇を尙ぶ心で、此心さへ充分ならば、軍人の自分を全ふることが出来る、若し此心なくして、臆病未練の振舞や、卑怯千萬の心がありたら、戦時は申迄もなく、平時にありても、軍人の自分を盡すことは覺束ない、依て軍人は、毫も臆病未練の振舞なく、卑怯千萬の心を持たず、常に武勇の心を貯へ、君の爲め國の爲めに、何時でも我一命を捨つるの覺悟を定めて、御聖諭に背かざらんことを心掛けねばなりません。

(二)大勇と小勇の區別 御勅諭に「さはれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず」と仰せられて、其武勇に大勇小勇の區別がありて、徒に一時にはやりて久しく持續せぬのは、之を血氣の勇と云ふて、これでは何事も成就するものではない、丁度熱病患者の讒言を云ふやうに、一時は非常に熱中して、寝ても起きても言ひつめにして居ても、時日が立つと、漸次に冷却して仕舞ふ、例へば甲乙の汽船會社が競争を初める、さうすると一時はわい／＼騒いでも、元と實力不相應の競争をやるから長くは續かぬ、戦時は國民一般に、勤儉尙武の精神が昂進しても、戦争が濟めば早や奢侈柔弱に流れて来た、こんな事では駄目だ、又向ふ見ずに、要もなきに危険を冒し、私憤に乗じて争を好むが如きは、之を匹夫の勇と云ひて、大丈夫の取らざる所である、元氣にまかせて、前後を顧みずに猛進するは、如何にも快活の様でありても、身を亡ぼし、公を害する事が多いから、怯懦にして爲すことなき者よりも危険である、其故孔子も、子路と云ふ元氣にやはる男が、子行三軍一則誰與と、是

は師匠が顔回を大層褒められたものだから、子路が己の勇を頼で、御師匠様、若し戦争と云ふ場合には、誰れと共になされますかと問ふた、其時孔子が、暴虎馮河死而無悔者吾不與也必也臨事而懼好謀而成者也、徒手で虎を搏ち、徒足で河を渡るやうな命知らずは、匹夫の勇で、真勇でない、眞の勇者は、戦に臨みて細心注意し、智略に富み、能く事を成し遂ぐる者であると曰はれ、又一朝之忿忘二其身一以及其親一非惑與とも曰はれた、それで眞の勇氣は必ず仁義と伴はねばならぬ、易に古之仁者神武而不殺と云ひ、孟子が梁の襄王に見たる時、襄王が天下を一に定むるもの誰ぞと問はれたるに對して、不嗜殺人者能一之と答へた元より惡逆無道の徒を殺し、時ありて戦争をしても、何れも平和の爲めの戦争、仁義に伴ふの武であれば、此が眞の武勇である、それで小勇と大勇とを能く辨別して心得違のなき様にせねばならぬ。

御勅諭に「血氣にはやり粗暴の振舞なごせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは

常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし小敵たりとも侮らず
 大敵たりとも懼れず己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ」と御諭し下されてあ
 れば、軍人たるものは、血氣の勇匹夫の勇に陥らぬ様、勉めて膽勇、沈勇の眞の大
 勇を養成せねばならぬ、さて其眞勇なるものは、如何なる現象を呈するかと云ふに
 沈毅となり、不動となるは、勇の平衡を得て居る、靜止せる現象で、彼の大膽不敵
 の行爲や、勇往猛進の舉動は、動勢に表はれたる形である、左れば大勇の人は、沈
 着重厚にして、事に處して其常を失はず、矢石を冒して怖れず、災難に臨んで動か
 ず、雷霆の威にも屈せず、風波の烈にも驚かず、泰山前に崩るゝも變せず、鼎鑊の
 中にありても安じ、死生の巷に立つて樂むと云ふ有様で、孟子が、富貴不能淫貧
 賤不能移威武不能屈此之謂大丈夫と謂ふたのは此である。
 其大勇は如何に修養すべきかと云ふに、種々の方法もあらうけれど、自分の信する
 所では、第一に正義に基礎を置くこと、勅諭に「常に能く義理を辨へ」とも「義は

山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ」との給ひ、古人は、命をばかろき
 になして武夫の道より重き道あらめやは、と戒めて居れば、常に己の身心をして、
 正義に合せしむる様に心掛くることが、大勇修養の第一歩であると思ふ、曾子も、
 自反而不縮雖二褐寬博一吾不慚焉自反而縮雖二千萬人吾往矣、と云へ
 る如く、心に思ふこと、身に爲すことが正義に合しさへすれば、怯懦恐懼の心が起
 きよう筈はない、それでシエークスピアも、正を守りて怖るゝこと勿れと云ふて
 居る、第二に困難に遭遇しては、前途に希望の光明を眺むること、兎角人は非常の
 困難に遭遇すると、落膽して爲す所を知らずと云ふ有様になり易い、其時に此れこ
 そ將來大目的を達する階梯であると信じて、前途に希望を持つので、大雨の後に晴
 天あり、黒雲の裏面には、皎々たる明月あれば、大雨は晴天の前兆なり、一時の黒
 雲は却て月光の光輝を増すが如く、艱難汝を爾にすと信すれば、困難が却て愉快に
 感せられて、益々勇氣が起る、孟子が、天將降大任於是人也必先苦其心志

勞^{しめ}其^{その}筋^{きん}骨^{こつ}一^{いつ}餓^が其^{その}體^{たい}膚^ふ一^{いつ}空^{くう}乏^{はぶ}其^{その}身^み一^{いつ}行^{ぎやう}拂^ひ亂^{らん}其^{その}所^{しよ}爲^な所^{しよ}以^{もつ}動^{うご}心^{しん}忍^{にん}性^{じやう}
 曾^{あた}益^{はざる}其^{その}所^{しよ}不^な能^{なり}云^いふた^{なり}のは、此^{この}意味^{いみ}であらう、第三^{だい}には無^む我^がの精神^{せいしん}に住^{じゆ}す
 ること、此^{この}無^む我^がと云^いふのは、不^ふ義^ぎの富^{ふう}貴^きや、非^ひ理^りの功^{こう}名^{めい}を貪^{むさ}る等^{とう}の、妄^{まう}想^{ざう}心^{しん}をなく
 するので、此^{この}妄^{まう}想^{ざう}心^{しん}が起^おれば、必^{かな}ず公^{こう}明^{めい}正^{せい}大^{だい}の精^{せい}神^{しん}が動^{どう}亂^{らん}するから、意^い外^{がい}の失^{しつ}敗^{はい}や
 思^{おも}はぬ不^ふ覺^{かく}を招^{まね}く様^{やう}な事^{こと}が出來^でる、彼^かの宮^{みや}本^{もと}武^ぶ藏^{ざう}は劍^{けん}術^{じゆつ}に達^{たつ}して居^ゐたのみならず、
 畫^{ぐわ}もまた至^{いた}つて堪^{たんのう}能^{のう}であつたが、或^{ある}時^{とき}君^{きん}公^{こう}の御^ご命^{めい}令^{れい}で、達^{だるま}磨^まの畫^ゑをかけこのこと
 武^ぶ藏^{ざう}大^{だい}に困^{こま}り、辭^じするを得^おずして、已^やむなく書^かいたので、非^ひ常^{じやう}に出來^でるが惡^{わる}かつた、
 自^じ分^{ぶん}も何^{なん}だか氣^き持^ちが惡^{わる}いので、夜^よ寢^{ねん}に就^ついたが、ごうも眠^ねられぬ、それで色^{いろ}々^く工^{こう}夫^{ふう}
 し俄^{には}に起^おき燈^{ちやう}下^げに馳^はせ行^ゆき、あり合^あせの筆^{ふで}で、一^{いき}氣^きに達^{だるま}磨^まを書^かいた所^{ところ}が、前^{まえ}の
 は打^うつて變^{かは}つて、すばらしい上^{じやう}出^で來^きであつた、そこで武^ぶ藏^{ざう}は門^{もん}人^{じん}を呼^よんで、私^{わたくし}の畫^ゑは
 未^まだ劍^{けん}術^{じゆつ}程^{ほど}に到^{いた}つて居^ゐらぬ、君^{きん}公^{こう}の御^ご前^{ぜん}ゆへ、よくかゝねばならぬといふ力^{りき}味^み心^{しん}が
 あつたので、却^{かへ}つて筆^{ふで}が鈍^{にぶ}つて、出^で來^きが惡^{わる}かつた、今^{いま}こゝに書^かいた達^{だるま}磨^まは、私^{わたくし}の兵^{へい}法^{ぽう}

によつて書^かいたから、非^ひ常^{じやう}によい、私^{わたくし}の兵^{へい}法^{ぽう}は、太^た刀^{とう}を執^とつて出^でては、我^わなく他^たな
 く、天^{てん}地^ちを一^{いつ}呑^{のみ}にした見^{けん}地^ちである、所^{ところ}が私^{わたくし}の平^{へい}生^{せい}の畫^ゑはごうもさうは行^ゆかぬ、そ
 こが畫^{ぐわ}の劍^{けん}術^{じゆつ}に及^{およ}ばぬ所^{ところ}であるといつたさうである、平^{へい}生^{せい}學^{がく}術^{じゆつ}も技^ぎ藝^ぎも、相^{さう}當^{たう}に出^で
 來^きるものが、やれ試^し験^{けん}、やれ檢^{けん}閲^{えつ}と云^いふ場^ば合^{あひ}に、却^{かへ}つて失^{しつ}敗^{はい}するのは、よくやらねば
 ならぬと云^いふ、妄^{まう}想^{ざう}心^{しん}の爲^{ため}に、心^{こゝろ}が動^{うご}くからである、此^{この}無^む我^が無^む心^{しん}になると云^いふこと
 は、中^{なか}々^く容^{よう}易^いでないから、常^{つね}に能^よく工^{こう}夫^{ふう}を凝^こし、經^{けい}験^{けん}を重^かねて、膽^{たん}力^{りき}を練^ねらねばな
 らぬ、第^{だい}四^じには信^{しん}仰^{がう}に依^よつて安^{あん}心^{しん}立^{りつ}命^{めい}すること、カール^{カール}イ^イルも、「死^しを面^{めん}前^{ぜん}に怖^{おそ}れず
 見^みるを得^おべは、他^たに怖^{おそ}るべきものなし、」と云^いふて居^ゐて、人^{じん}間^{けん}最^{さい}大^{だい}の恐^{おそ}怖^{おそ}は死^しである、
 然^{しか}るに宗^{しゆ}教^{けう}の信^{しん}仰^{がう}に依^よつて、生^{しやう}死^じの大事^{だいじ}を悟^ご了^{りやう}し、種^{しゆ}々^々の運^{うん}命^{めい}に對^{たい}して、安^{あん}心^{しん}立^{りつ}命^{めい}
 得^おべは、何^{なん}等^{とう}の恐^{おそ}るべきものもなくなる、新^{しん}田^た義^ぎ貞^{ちん}も、運^{うん}命^{めい}は天^{てん}然^{ぜん}なれば聊^{いさ}かも身^みを
 惜^{おし}むべからずとも、露^{つゆ}よりも仇^{あだ}に幻^{まぼろし}よりも墓^{はか}なきは、唯^た當^{たう}道^{どう}の命^{めい}なり、何^{なん}を期^きして
 か勵^{はげ}み、何^{なん}を知^しりてか歎^{なげ}かさらん、然^{しか}れば何^{なん}の宗^{しゆ}にてもあれ、常^{つね}に心^{こゝろ}をかけ忘^{わす}る

べからず、これ一大事の最要なり、とも云ふて居る、已上の四種は元より聯關して居て、離すことは出来ぬけれど、暫く便宜上四種に分けた迄である、勅諭に「能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るべし」と仰せられたれば、軍人は常に膽力を鍛錬し、思慮分別を盡して、事を謀るに慣れねばなりません。

斯くて沈毅、不動、大膽、勇猛等の諸徳を兼備した眞の大勇を養成せんか、危を踏み死に瀕して、而も悠々逼らざるの餘裕があるから、大事に中りて、爲すべきを能く爲し、盡すべきを能く盡すことが出来る、彼の太田道灌が、曾て戰場にて若武者の首級を獲て、潛然として之を憫み、かゝる時こそ命の惜しからぬ、かねてなき身と思ひ知らねば、と一首の歌を詠じて之を弔ふた、然るに後道灌人の譏言に會ふて、浴室に於て不意に刺さるゝや、神色自若として、騒がす恐れず、手づから槍幹を抑へ、昨日までまゝ妄執を入れおきし、へんなし袋今やぶもけん、一首の狂歌を吟じて絶命したこの事である、そして道灌は龍穩寺の泰叟和尚の教に依て、大に修養

したのである、又明治四十三年四月十五日午前十一時、山口縣周防國岩國新港沖合約一湮の所に於て、吳鎮守府所轄第六號潜水艇が、演習中に不意に海底に沈降したまゝ、浮き揚らず、遂に佐久間艇長已下十四名の乗組員は、勇壯なる最後を遂げた、此忠勇なる殉職の軍人等が、其最後の息を引き取る迄に、如何に苦しかつたかは、其顔面の毛孔より、血がにじみ出て居たと云ふ一事によりても、察することが出来る、然るに艇長佐久間大尉は、嚴然として司令塔にありて、生けるが如く逝き、長谷川中尉以下、各々部署にあり、舵手はハンドルを握りた儘、從容として瞑目して居たさうである、何と云ふ神々しき舉動であらうか、實に壯烈義烈なる帝國軍人の眞面目を遺憾なく發揮して居る、そして大尉の遺書に、小官の不注意により 陛下の艇を沈め、部下を殺す、誠に申譯なし、されど艇員一同死に至る迄、皆よくその職を守り、沈着に事を處せり、我等は國家の爲め、職に斃れりと雖も、唯々遺憾とする所は、天下の士は之を誤り、以て將來潜水艇の發展に打撃を與ふるに至らざる

やを憂ふるにあり、希くば諸君、益勉勵以て此の誤解なく、將來潜水艇の發展研究に全力を盡されんことを、さすれば我等遺憾とする所なしと、其より沈没の原因沈没後の状況、公遺言等を認められてある、死の手に捕へられたる彼の運命が、刻一刻と縮み行く間に、從容自若として、陛下への謝辭、遺族の扶助、先輩長上への告別等、呼吸既に困難、死期は刹那に迫つて、手指最早動かす能はざるに至る迄も、備さに記しつゝ、泰然として死なれた、予は昨年海軍參考館を參觀し、墨跡麗々たる直筆を見て、無限の感に打たれたことであるが、眞の大勇とは此等の人物々であらう、聞けば歐米人の我國に遊ぶもの、歸國の際、土産物として其石版摺を購求せし者、既に一萬已上のごことである。

そして大勇の士は、大膽と同時に小心の所がありて、鬼をも挫ぐ勇あると共に、嬰兒も懐く愛がある、凜として犯すべからざる威嚴があると同時に、温として優しき情實がある、戰場に臨んで勇敢なる武士は、平素能く死を惜む人物である、徳川

家康の旗下で、鬼といはれたは本多作左である、幾多の戰場に武名を輝した勇士である、然に彼が重病に罹りた時、子孫を招きて、辭世をよむとて、初に死にともなと申した、さすがの作左も病氣の爲に愚痴を零すかと怪みて居ると、あら死にともなく、御恩を受けし君を思へばと、其次をよんださうである、君國の爲に死を決する勇士は、病氣の爲に死するを惜んでをる、戰場に於て命を惜まぬ勇士は、不衛生や争鬭などの爲に、命を棄つるを惜むのである。

彼豊臣家の家臣で有名なる木村重成に對し、或時茶坊主の山崎三阿彌といふ奴が、大に無禮を加へたれど、敢て取り合はなんだ、すると或人が長門守ともいはるゝ武士が、茶坊主風情に、臆病ものといはれて、何故斬らなんだかと尋ねたら、重成が若しあの時、一刀の下に斬り下げたら殿中で血を流したのであるから、此重成は切腹をせねばならぬ、死ぬると云ふことは、元より厭はねども、我々は君の馬前に於て、討死をせねばならぬ、大な務を持つてをります、其大な務を打忘れ、私の腹立の

爲に、蠅蟲同様の三阿彌と共に死ぬることは出来ませぬと云ふた、後に三阿彌が、重成を打つ積りで過て薄田隼人の頭を打た爲に、大力の隼人にうんと打たれ、氣氣したのを、重成が親切に介抱してやつた慈仁に感じて、三阿彌は重成の家來になり後に大阪陣の時には、主従ともに花々しき戦をして討死したさうである、勅諭に「されば、武勇を尙ふものは常々人に接するのは温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらば果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ」と仰せられたれば、軍人たるものは、血氣の小勇を誠め真正なる大勇を修養して、各自の武職を盡されたきものであります。

(三) 信仰と武勇 前に大勇の修養法として四種を挙げ、第四に信仰に依て安心立命するところの一條を加へて置きましたが、真正の勇氣は、死生の大事を覺悟する所より起るもので、是なくては到底眞實の武勇は起るものでないさうで武士道に於ては、忠と義とに依て死生を覺悟し、佛教に於ては、斷惑證理の自方法に依るか、若

は佛陀の救済を信じて、他力に全托するかであるが、何れも死生に自在を得せしむのである、既に信仰に依て、死生に自在を得んか必ずや真正の勇氣も起き、又佛教の因果の道理を信仰すれば運命などの問題も、随て解決せられるのであるから、武人にして佛道を信せば、それこそ龍に翼、鬼に金棒で、忠と義とに惹き起されたる勇に、一層の力が添はりて、益々大勇を顯すことが出来やうと信じます、殊に佛陀には、慈智の二門がありて、彌陀佛の脇士には、觀音勢至の二菩薩があり、釋迦如來の左右には、普賢菩薩の柔らかき蓮の蕾を手に持ち、笑ふが如き大象に騎りて、大慈悲を以て、衆生を視給ふ外に、文殊菩薩の鋭き利劍を手に採り、怒り奮へる獅子に騎りて、惡魔退治の勇相を示し、柔軟大悲の大日如來も、時には憤面怒相の不動明王の姿を顯はし給ふは、皆是れ折伏攝化の方便手段で、而も此二は到底離すことは出来ぬものであると云ふので、此が武士道に所謂文武一徳と云ふに能く調和すると思ひます、~~を~~して佛教には、非常に勇猛精進と云ふことを尊んで、云はゞ向上

の一路は、勇猛精進に依て進み、向下一門は怯懦懈怠に依て開くと謂ふてもよい程である、之を經説に見るに、妙法蓮華經には、一部二十八品幾十百箇所に、努力精進の大勇猛心を發揮すべきを論し、楞伽第一序品には、法華經對機中に、大勢至菩薩、常精進菩薩、不休息菩薩、勇猛菩薩、大力菩薩、無量力菩薩の、六居士を擧げられたが、此等の菩薩は、皆勇猛の徳を具へられた所から名けられたものでありませう、其他大藏中、勇猛精進を示されたる教訓は、幾千萬を知らぬ程で、近く他力教の根本正依たる無量壽經には、佛陀の因位菩薩の時の決心を示して、假令身止二諸苦毒中一我行精進忍終不悔とも、忍力成就不計二衆苦とも、又は勇猛精進志願無倦ともありて、勇猛精進の大勇を以て、悲智の二徳を成就し、自力々他圓滿の大覺位を得たまひしことが説てある、乃ち自力門にありては、各自に己が大勇猛心を發揮すべきを教へ、他力門にありては、佛陀の大勇猛心に依て感得し給ひたる、果上の威神力を仰信すべしと示されてあるから、何れに依るも、佛

教を信すれば、非常に勇氣が加はるのである。

武田信玄の家來に、岩間大藏と云ふ豪力の士があつたが、至つて臆病者で、死を畏るゝこと特に甚しい、それで折角の豪力も、戦場の用に立たぬで、信玄も非常に惜んで、或時の戦争に、大藏を楯の外に縛り付けて、敵に向て座らしめ、一寸も動くことはならぬ様にして置かれた、すると矢や丸は雨の如くに下り來るので、大藏は膽落ち神死し、青くなつて震へてをつたさうなが、幸にして戦争が竟るまで、一個の丸も、一本の矢も中らなんだ、そこで始めて運命と云ふ事に大悟して已來は、臆病が直りて、非常な勇士となつたと云ふことである、此は信仰が怯懦心を轉して勇猛心とならしむるの一例で、其他古武士が、信仰に依て武勇を益した例證は、枚擧に違なき程澤山ありますが、信仰が武勇の根元である最も著しき例證は、織田信長と石山本願寺との戦争であります、信長の幕下には羽柴秀吉、柴田勝家を初めとし、當時の豪傑は殆ど揃ひ、而も千軍萬馬を往來して、實地戦争に馴れた勇士達が

八〇
隊伍堂々と攻め寄せたに反して、本願寺の方には、是迄柔輦の袈裟を纏ひ、手に珠
數持て經論を講讀して居た僧侶や、一山の大事を開て馳せ集りた、考弱男女の信徒
ばかり、眞に是れ烏合の衆であるから、一撃の下に打潰すと思ひの外、十數年に亘
りて、勝敗が決せぬで、流石の信長も殆ど閉口したが、此は抑も何の力であらうか
全く信仰の活力と云ふ外はあるまい、頼山陽は過石山一憶二天正年間と題して、
濃颯峽巔孰抗衡、梵王獨不樹降旌、豈圖右府千軍力、難拔南無六字城
といふ詩を賦した、いかにも信長は、舅齋藤龍興を井口城に攻めて之を陥れ、龍興
を逐ふて美濃國を略取し、今川義元を桶狭間に撃つて、之を滅せしが如き、勇悍中
りがたき武將なれば、本願寺は一撃の下に敗亡と思ひの外、長々對抗したは、不思議
の様なれど、能々考ふれば、石山城は唯石や土ばかりで築き上げたるばかりでなく
其基礎は全く南無阿彌陀佛より成り、金剛堅固の信心を以て築き上げたる六字城な
れば、さすがの信長の千軍萬馬の力を以ても、抜けぬは當然であるとの意で、山陽

外史も信仰の活力を是認してをる、依て信仰は武勇を助け、又其根元であるから、
信仰は武勇を尙ぶ軍人に、最も必要であると信する。

五 信 義

(一) 信義の解釋並に其必要 一反の木綿も必ず縦糸と横糸とに依て織り成されて
ある如く、吾人々生の状態も、亦此と同じく、縦に上下尊卑の階級あり、横に朋友
公衆の交際あり、其間各々守るべき道徳ありて、能く社會の秩序を保ち、協和一致
の美を擧ぐる事が出来るのである、近く軍隊の組織を見るに、幾萬の同胞が相會
合して、上下となり、朋友となりて、成立されて居るのであるから、各々其本分を
盡して居れば、其間に波風立たず、穩かに治まりますが、若し上下朋友の間の一方
に、其本分を盡さなんだなら、恰も又銃の一挺仆るれば、他も同時に仆れると同様
に、忽ち軍隊の規律も破壊されます、規律なきの軍隊は、烏合の衆に等しく、物の

用に立ちませぬから、軍隊に於ては、非常に規律を貴ぶのであります、そして上下
朋友は、幾萬ありても、恰も一身を動かすやうに治まる要素は、禮儀と信義との二
つにあるのですから、五ヶ條の勅諭中には、第二、第四に項を別けさせられてあ
り「讀法には、長上に敬禮を盡し等輩に信義を致し粗暴倨傲の所爲あるべからざる
事」とありますれば、云はゞ禮儀は、上下の間に於ける調和劑で、信義は朋友間に
於ける調和劑であります、然るに若し上下朋友の間に調和が缺けたなら、上の命下
に行はれず、下の情上に通せず、又朋友同僚の親愛もなくなり、其れこそ軍隊に取
りて由々敷大事でありますから、勅諭の中に「若し軍人たるものにして禮儀を紊
り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには番に軍隊の蠱毒たるのみ
かは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし」とも又「わきて軍人は信義なくては一
日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし」とも仰せられてあります、依て此調
和劑たる禮儀と信義とが、軍隊の中に都合能く行はれさへすれば、軍隊生活は非常

に愉快なるものとなり、困難に遭ふて困難を忘れ、辛苦を嘗めて辛苦を知らず、そ
れこそ軍隊内務書に所謂、兵營は艱苦を共にし生死を同ふする軍人の家庭とある、
理想的軍隊生活を遂ぐる事が出来ると思はれます、其上下の調和劑たる禮儀は、前に
既に布演致しましたから、是より信義に就て御話しませう。
勅諭に「信とは己が言を踐行ひ義とは己が分を盡すをいふなり」と仰せられて、先
づ信の字訓を驗べて見るに、字典には、誠也實也驗也審也等とありて、マコト、シ
ルシと和訓するのである、元來信は人の言と書く文字で、人は虚言妄言を吐くべき
筈のものでない、吾人が此世の中に生存して居る已上は、互にマコトを以て交際せ
なければならぬと云ふ意味で、又信には誠の意味を含んでゐるのは、誠は言篇に成
ると云ふ字で、即ち言ふた事が成就すると云ふ意で、言ふた事は、必ず實行してこ
そ、其人の信用も出来る、即ちシルシあることになるのであります、徂徠の譯文空
蹄には、信の字を解して、マコト、ヨム、チガハヌナリ、偽詐ノ反對ナリ、モト言

語ノチガハヌコトヲ言フ字ナルユヘ、云ヒタルゴトク、タガハヌト云フ所ニ用ユ、
信ニ然リト云フノ類、信アリ信ナシトハ、言ヒタルコトノチガハヌト、チガフトナ
リ又約束ノコトヲ信トイフ、論語ニ「信近ニ於義」ノ類ナリ」と云ふてあります、さて
次に義とは釋名に、義宜也と云ひ、韓退之は、行而宜之之謂義と云ひ、朱子
は、心之制事之宜也と解して居て、何事にもせよ、其事柄を程好い所に適當させる
と云ふ程の意味であります、其れで信義と云ふは、己が言ひたることは、之を踐み
行ひ、そして各自の本分を盡すことであります、聖徳太子は十七憲法の第九條に、
信是義本每事有信其善惡成敗要在于信群臣共信何事不成群臣無信萬事
悉敗と仰せられました、信は義の根本と御座いますから、是れから考へますと
各自の本分を盡くすのが義で其義の根本は信であります、其信の字義から云へば、
言行一致であります、其深意を探ぐれば、口で言ふばかりでなく、心で思ふこと
の虚偽にならない様にすると云ふ、心行一致、若は言心一致の意味も籠りて居らう

と思ひます、勅諭に「一の誠心は又五ヶ條の精神なり」と仰せられてあり、そし
て信には誠の訓があるので、言行一致の本には、言心一致で、言と心とを、
表裏なからしむる必要があり、言と心、言と行、行と心、此の三つが一致して、初
めて信の意味が充實するのであると思ひます。
昔し備後神戸の城主杉原忠興が、寄手の大將平賀隆宗と約束して、吾汝を射ん、汝
死せば寄手を速に退けよ、若し我射損せば此城を渡さんと、日を期して城外に會し
城將忠興は、自ら弓矢を携へて陣頭に進み、寄手の大將隆宗も、亦陣頭に出で、
さあ射よ、射損せば其城を渡せと、互に命掛けの勝負となつたが、忠興の弓矢は、
隆宗に中つたが、勢ひ弱かつたと見えて、殺すに至らなかつた、スルト忠興は、持
てる弓矢を抛げ棄て、早速城の中に歸へり、臣下を集めて、今晚中に此城を明け
渡すといふたれば、臣下等は、そは以の外なり、かく御口約はありても、君の矢を
受けた隆宗、定めて傷も重ふありません、其者の命も計り難いに、急いで城を渡す

は不利益では御座りませんかといふ忠興は、それこそ以ての外の言である、一旦城を渡すと約束した上は、此城を渡さねばならぬ、明け渡した城は、又武力を以て取り返すことも出来るが、偽りを申したとあつては、末代までの恥辱であるといふて、約束通り城を明け渡したといふは、言行一致の信を實行したのである、又支那の呉の季札といふ人は、或時他國に使者となりて行く途中、徐の國の君を見舞ふた、其時徐の君が季札の持つて居る劍を欲しがられたを、季札は心に其を知りた、併し使者として行く途中であるから、用事を果して後に獻上せふと思ひ、口には言はなんだなれども、心には決定して、其儘分れた、さて用事を終へて還りて見れば、徐君は早や死んで居られた、乃で其實劍を解て、徐君の塚の側の樹に懸けて置きて去りた、其時從者が、徐君は早や死んで居られるに、あなたは誰に與へる積りでありますかと問ふたれば、季札が云ふには、始め徐君に面會した時に、進上せふと思ふたのである、たとい徐君が死なれたればとて、一旦決心した事は、變更する譯に

行かぬと云ふたさうである、是は所謂心行一致で、心に思ふた通りを實行したのであります。

さて人には、各々其職分がありまして、此職分を互に盡して、此社會は維持せられ此國家は成立して行くのであります、其故社會は一の有機團體と申して、機械の様なもの、其中に働く吾々お互は、其機械の一つでありますから、一つは一つでも其が機械全體に影響することは、丁度時計の機械が、少し狂ふても、全體が用に立たぬ様になると同じ道理であります、此れを共同生活と唱へて、我々は此共同生活の一員ですから、お互に其職分を勤め、大工は大工、左官は左官、官吏は官吏、學者は學者、其職業は色々分れましたも、共に社會の共同生活を助けて行くのですから、其職務に勉勵せねばならぬ、其職分に努力するのが、即ち義でありまして軍隊で云へば、將校下士兵卒、各々其職分があります、其職分を撓ます怠らず、盡して行くのであります、そして其職務を盡す根本は、信でありまして、信なきの義

は、虚であり皮相であります、依て大無量壽經に所謂、言行忠信表裏相應の御教誠の如く、吾々の言行は、番に人に對して偽らざるのみならず、自分の心に對しても欺かず、我心をして内外玲瓏たらしむる様に、心掛くる事が必要でありまして是が即ち處世の要道であります、何せなれば、自分に信義を守れば、他人も此を信用して來ます、さうすると其力は非常に大なるもので、大將が信用を得れば、士卒は手足の如くに働き、政治家が信用を得れば、國民皆其治を喜び、商人が其信用を得れば能く巨萬の財を動かすことが出來ます、之に反して信義を破りますと、其者の信用は地に墮ちて、何事も成就せぬ様になりますから、信義は何人にも必用であります、殊に軍隊に於ては、勅諭に「わきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし」と仰せられて、軍人は國家保護の大任を負ひ、一旦緩急に際しては、一命を擲げ棄て、水火も避けず、死地も畏れず、勇奮猛闘すべき身でありますから、殊更同僚相親み、朋友相愛せねばなりません、其故平時と戦時

とを問はず、常に同僚に對し、朋友に向て、互に赤心を懷き、信義を守り、假初にも、偽らず欺かず、互に身を許し、心を許すのでなくては、決して死生の友たることは出來ぬ、古人も酒食弟兄千個有、急難之時一個無、不結子花休要種、無義之朋切莫交、と申して居りまして、酒興の上から、君と僕とは、今後兄弟にならう杯と、約束しましたが、酒食の友は千人ありても、自分の困難に陥りた時は、一人も救ふて呉れるものはありません、其他私利私慾上より集りた朋も、亦其通りでありまして、信義なきの朋友は、實を結ばざる花樹を種るも同じ事で、平日は立派な花あるやうでも、まさかの時が來ると、實を結ばぬから、何の役にも立ちません。彼の史記の孟嘗君列傳を讀で見ると、齊の宰相孟嘗君は、常に澤山の食客を養ふて居られた、是は畢竟己が勢力を擴張せふと云ふ精神からでありた、然るに一朝齊王が、敵國の讒言を信じて、宰相の位を廢せられたら、大勢の食客は皆亡げて

仕舞ふた、然るに其臣下に馮驩と云ふものがありて奇計を用ひて君の災難を救ふた
其時孟嘗君は、平素大勢の食客を養ひ置たは、非常の時の準備と思ふて居たに、折
角愚と思ふ人々が、皆亡げ去りたは、如何にも残念であつたで、馮驩に話さるゝに
は、自分は是迄大勢の食客を、深切に待遇して居るに、難儀の場合に、誰ありて心
配しては呉れず、幸にして先生の御蔭で、舊の位置に復したのであるが、彼の亡げ
た食客共は、その顔提げて來るであらうか、若しも歸りて來たら、顔に唾を吐き
掛けてやらうと思ふと云はれたら、馮驩が、御立腹は最ながら、其は事物當然の理
を御存知ないからである、兎角生れた者は必ず死に、富貴になれば多くの人が集り
て來、貧賤になれば友も寡くなるもので、例へば肴や野菜を賣る者等は、朝は肩
を側て、汗を流して、せつせと趨りて、市に擔いで行ても、日暮には緩るゝと
還りて來る様なもので、何も朝を好みて日暮を惡むと云ふ譯ではなけれど、朝は
利益を得やうと云ふ目的があるからで其が日暮になりては早や其目的がないからで

御座ります、と申したそうであるが、利慾と云ふ精神から起た事は、君臣の間でも
朋友の間でも、皆其通りである、同じ戦國の人でも、彼の蔣相如と廉頗との間柄は
どうであるか、此二人は、何れも趙王に事へた人である、或時強國たる秦の國から、
趙王の持て御座る寶石と、十五個の城と交易せふと云ふて來た時、渡せば欺すこと
が知れて居る、渡さぬと云へば、そんなことを云ひ出すやら分らぬ、大に苦心せら
れたを、蔣相如の辨舌と勇氣とを以て、其難を免れ、其後秦王と趙王と會合せられ
た時も、亦相如が辨舌と勇氣とを示した爲め、流石の秦王も、趙國をやう侮ざらぬ
様になりた、そこで趙王は、蔣相如を上卿とせられたれば、時の將軍廉頗が思ふに
自分は攻城野戰の功ありて、今日の位置に昇りて居るに、相如は素とは下賤の身で
ありながら、唯だ辨舌を振つたばかりで、大功ある自分より上に座るとは、如何に
も残念だ、何時か蔣相如に出遇ふたら、辱しめてやらうと云ふて待て居ると、蔣相
如は其話を聞て、何時も遇はぬ様にした、所が其舎人が耻辱に思ふて、君には

何故斯程に廉頗を恐れたまふかと申したら、藺相如が、自分は強き秦の威光にさへ恐れずして、秦王も叱れば、其群臣をも辱かした程の人間だから、獨り廉頗を恐れう筈はないが、能く思へば、今強き秦國が、此の趙の國に兵隊を繰り出さぬのは、廉頗と趙との兩人が居ればこそちや、今私の遺恨を以て、兩人が争はば、其こそ虎と虎との鬪で、何れか一方は死なねばならぬ、左すれば大に國力の衰弱である、今國家の大事を思へばこそ、私の讐を顧みず、斯様に會はぬ様にするのであると云はれたら、廉頗は之を出て、自分の短慮を耻ぢ、謝罪をなし、遂には親密の朋友になりたさある、此は國家を思ふ愛國心が、基礎となりて成立した朋友であるから、終生變らぬ友誼を保つことが出来たのである、其故軍人諸君も、忠君愛國の精神が基礎となり、戰友互に信を守り、同僚互に義を重んじ、上を敬ひ下を愛し、上下朋友の心情、互に融和したならば、こゝに始めて共同一致が出来て、古人が予有二臣三千一惟一心と云ふ状態になりますから、自由自在の活動が出来ます、孟子も

天時不_レ如_二地利_一地利不_レ如_二人和_一と申して、共同一致の和合より堅い者はありません、然に若し戰友互に食言し、同僚互に背約して、不信不義を何とも思はず、上下互に相猜疑する様になれば、衆心瓦解して、統一を缺ぎ、軍隊の必要なる共同一致の活動が出来ぬ様になりたら、實に一大事であるから、軍人は普通世人よりも、殊に信義を守ることが必要である。

然れば如何にして信義を全ふすべきかと云ふに、勅諭に「されば信義を盡さむと思ふは、始より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むべからずと知り其義はどても守るべからずと悟りなば速に止ることぞよけれ」と仰せられて、信義を盡さんと思はば、何事によらず、豫め事の順逆理非を辨へ、其成否を思考して、去就を決し、又他と約束する時は、能く將來を察して、

諾否を斷すべきで、履行すべからざる言を吐かず、守るべからざる義理は、速に其關係を止むる様にするのが、信義を盡くす方法であるぞと御示し下され、又一古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑どもが禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるべき」と、古より區々たる小節私情の爲めに、大綱公道の順逆理非を誤解して、遂に其身は禍に遭ひ、汚名を萬世に遺す者が少なくないから、深く警戒して、不信不義の人とならぬ様に、注意せよとの御思召で御座りませう。

昔時尾生といふ頑固な人があつて、某人と或る橋の下で、何日の何時に逢はふと云ふ約束をして置いた、尾生は其時間に、其橋下に立て待て居たけれども、其約束した人が、其時間が過ぎて来ない、其間に俄の大夕立で、忽ち大洪水となつたけれども、尾生は堅く約束を守りて、橋下に立て居たから、遂に橋もろともに流されて

溺死してしまふたといふ話がある、又大谷吉隆は、徳川公が上杉景勝を伐たんとて諸軍を率いて東下せらるゝ軍に従ふ積りで居た、處か石田三成が、途中で待ち受けて、徳川公の不在に乗じて、兵を擧げて東西相應じて、挟み伐つ考へであるからごうか味方になりて呉れよと頼んだ、吉隆は其は善くないと、極力止めたが、三成が聴かぬで、然らば不得止とて、一旦訣れたが、行きつ還りつ思案して曰ふには、自分は三成とは共に太閤に仕へ、舊來の好みが厚いのに、彼の負けることを知りつゝ、棄て顧みないのは不義であるとして、遂に三成に與して、關原に敗死した、此等は小節の信義に、大綱の順逆を誤り、或は私情の信義を守らなため、公道の理非に踏迷ふたのである、其他斯る例は澤山である。

孔子の弟子の曾子は、吾日三省吾身、爲人謀而不忠乎、與朋友交而不信乎、傳不習乎と曰ふて、毎日三事を以て、其身を反省しをつたさうであるが、信義を尊ぶ軍人は、常に信義を盡せしや否やを反省すべきであります、其信といふを、朱

子は以實之謂信と解して、信とは眞實にして偽らぬことで、自分が眞實を盡せば、他人も之を信用する、そこで信には又不疑也と云ふ訓もあります、此信する疑はぬと云ふ事が、上下朋友を結合する基礎で、其反對の疑惑と云ふことが、離散の原因であります、之を近く家庭に於て見るも、一家中の人々が、互に相信し、相疑はぬ所で、平和安穩の家庭が出来るのであります、若し家庭の間に、誰か少しでも疑心を挟み、邪推でも致すやうでありたなら、忽ち一家不和の種となり、如何に樂しかりし平和の家庭も、すぐと破壊せらるゝのであります、單に家庭の上ばかりでなく、國家とか、社會とかいふやうなものから見ても、また其通りであります、人は國家の尊嚴を信じますから、國家の爲めに盡すのであります、社會の威信を認めますから、出来ぬ乍らも社會の爲めに働くのであります、若し國民一般が、その國家、その社會に對する信がなくなつたなら、其國家其社會は、必ず滅亡するに違ひありません、實に信は人に必要のものなく、信の作用程世に至大のものはあり

ません、左ればこそ孔子も、子貢が政を問ふた時に、足食足兵民信之矣と曰ひ、子貢が必不_レ得_レ已_レ而去_レ於_レ斯_レ三者何先と問ひし時には、去_レ兵と曰ひ、子貢が必不_レ得_レ已_レ而去_レ於_レ斯_レ二者何先と問ひし時に、去_レ食自_レ古皆有_レ死民無_レ信不_レ立と曰はれて、信用と云ふことを非常に尊で居られる、殊に軍隊は協同一致を本とするのでありますから、互に相信して疑はぬと云ふことが大切で、而も其信用の根原に、各自に信義を盡くすのでありますから信義と云ふことは、片時も忘れてはなりません。

(二) 信仰と信義 他を信じて疑はぬと云ふ事は、人と人との結合に止らず、人と佛との結合も出来るのである、其故佛法大海信爲三能入_一とも、又信道源功德之母とも云ふて、各宗共に信心とか、信仰とか、信念とかいふて、信を以て本と教へ殊に他力教に於ては、最も信と云ふことを重んじて、吾人の往生は、信の一念に於て決すると迄云ふてある、乃ち信仰に依て、佛陀と吾人との結合が出来、佛心と凡心

と一體になるから、往生の大事が成辨するのである、其信仰と云ふは、佛陀の眞實心、大慈悲心を信するので、佛陀が最初に、一切衆生を救済せんとの本願を立て、之を成就せん爲めに、永き久き間、思惟を凝し、修行を積み、遂に其目的を達せさせられて十劫の久き以前より、今日迄、尙ほ今後無限の永遠に亘りて、救済の慈悲を垂れさせらるゝので、即ち最初の誓約を實行あらせらるゝのであるから、云はゞ佛陀の信義です、此佛陀の信義を信仰することに依て、吾等は佛陀と一致するので此を感應道交とも、機法一體とも申します、さうなると古徳が、無碍ノ佛智ハ行者ノ心ニイリ行者ノ心ハ佛ノ光明ニヲサメトラタテマツリテ行者ノハカラヒチリバカリモアルベカラズと云はれし如く、佛陀の精神は、吾等が心に入り満ちて下され吾等が心は、佛陀が知ろしめし、朝なく佛もともに起き、夕なく佛をいだいてふす、行住坐臥、常に佛陀と離れぬと信せらる様になるから、知し召すほどけいまずと知るならば、たゞ朝夕にうれし耻かして、吾等の心で思ふこと、口で言ふこと

身に行ふこと、凡て佛陀が御存知と思へば、縱令一人居ても、善事にも勇み、悪事にも慎む心が起さる、儒教でも、戒慎乎其所不睹恐懼乎其所不聞とか、或は慎二其獨一とか云ふ様に、單獨の時にも、戒慎恐懼するのは、敬天とか、畏天とか云ふ信仰からである、吾等は監督者がないと、つい油断をして、遂に罪惡を犯す様な事にもなる、然るに人間の監督は、見聞の及ばぬ所もあるから、人ばかり相手にして居ては、誰れも知らぬと思ふて、つい悪い出来心が生じ易い、其れで西郷南洲翁も、人を相手にせず、天を相手とし、我が誠の足らざるを思ふべし、といふて居りて、此天と云ふを、宗教的に云へば、神とか佛とか云ふので、此神佛が常に吾等を監督して居られると信じたら、自然に獨りも慎まれ、此からして信義も實行出来る様になりますから、信義の實行に於ても、宗教上の信仰は、最も必要と存じます。

六 質 素

(一) 解釋並に引例 質素とは質實清素で、華美を好まず、奢侈に流れず、専ら實用を主として、純朴なるを謂ふので、此質素てふことは、實に吾人處世の要道でありて、若し人質素の念なからんか、徒に虚榮に走り、奢侈に流れ、遂に家を敗り、身を滅ぼす様になるは、火を睹るよりも明かである、殊に軍人は、質素を旨とし、日常の生活は、唯だ寒暑風雨だに堪ゆれば、充分と云ふ覺悟を以て居らねばならぬ若し軍人にして華美を好み、奢侈に流るゝ時は、忽ち飲食にも好悪を云ひ、衣服や住居にも、輕煖華美を好み、精神も懦弱となり、遂には困苦缺乏に堪ゆることが出来ず、寒暑風雨にも堪へ得ず、甚しきは、奢侈の結果、負債山積、身の處置に窮し不義不徳を敢てする様になりては、實に一大事であるから、常に質素を尙ぶ美風を養成し、志氣を鼓舞し、困苦缺乏に堪へ何時でも戰時の實用に立ち得るの心掛けが

なけらねばならぬ。

古語に勤儉は治家の本とありて、質素勤儉は、家を治むる原因で、奢侈や虚飾は、家を敗る本であります、古來各國の盛衰興亡より、名門勢家の興敗の跡を見ても、何れも殆ど其揆を一にして居る、即ち質素に起りて、華奢に亡びてをるのであります、今一二の例證を擧ぐれば、彼の北條氏が九代も續きたるは、泰時時頼の如き、賢明にして、而も質素なる人々が、相繼で出たからで、其亡びたるは、高時が放縱にして、驕奢であつたからである。

北條氏の事業を大成したのは、泰時であるが、其泰時が執權職となりし後、有名な梶原景時が、一席の教誨を乞はれた、其時上人は、治亂の因は人の欲に在り、公苟も欲を絶ちてこれを率ゐなば、治は幾すべしと云はれた、實に簡單にして要を得たる教訓である、泰時は此教訓を能く服膺して、天下は自分のものと成つても、自分は地所一個所も取らず、悉く一族やら家臣やらに分けて了つた、其位で

あるから、非常に質素なる生活をしたのである、そして此人の孫が時頼で、此時頼も、泰時の遺法に従ひ、専ら質素を本とし、公平を主として、天下を治めたのである、殊に其母の松下禪尼は、有名なる賢母で、或時住居の障子が、破れ居たれば、禪尼自ら其切り張りに餘念なかつたのを見たる、兄の秋田城之介義景が、切張は體裁あしければ、新しく張り替へる方がよからうと云ふた、其時禪尼は、自らも其位の事は知らぬではなけれども、大破ならざる以上は、之を修補して十分である、少し破るれば、いつも新らしくするといふ様にしたら、徒に不必要の費用を増すのみでありて、何等の功もない、殊に我が部屋障子は猶更のことである、畢竟子供等の教育の爲めと思ふて、斯くは自ら切張りするのであると云はれたら、兄さんも感心せられたさうである、斯の如き母親に育て上げられたる時頼であるから、質素儉約を本とせられた、天下の執權職だから、欲するところ、意の如くならざるはなき身でありながら、常に美服を纏はざるのみか、飲食も敢て贅らなんだ、或時大佛宣

時が参りて、四方山の話する内、夜も更けわたりたれば、時頼一銚の酒を手にして酒は少しあるが、何も下物がない、探して見やうと云ふて、臺所へ往て見ると、皿に残醬がありた、其を二人が嘗めて、酒を飲んだと云ふ位であるから、臣下も此に習て、實素の美風を天下に示したのである、斯云ふ風で初めは大層よかつたけれども、終の高時に至ては、酒に酔ひ、美人に狂ひ、奢侈放縱、全く先代の美風を破りたる爲め、遂に滅亡したのである。

豊臣氏の早く滅びたのも、色々事情もあらうが、第一は太閤が、關白太政大臣になりてから、餘り奢に長じ、女色に耽りたからである、徳川氏が永く天下の覇權を握りたのは、最初の家康公が、素質儉約を専らとし、之を家憲として、二代三代引續きて明君が出て、其遺業を大成したからである。

家康公は生れた所の家が、不幸な時に生れたのであるから、育つに従つて、ごうも情ない有様、初めには今川義元の爲に、生擒同様に静岡へ預かれて、面白くない

奥様を授けられた、即ち築山御前でありますが、此人の爲に、これ程家康公は苦心せられたか知れぬ、實に好色で妬婦であつた、そんな者を授けられて、やつと岡崎の城に歸ると云ふと、信長にいじめられ、遂に岡崎の大樹寺で、腹を割き切て死なんとしたのを、登譽上人の爲に諫められ、其より四十何遍と云ふ戦争をし、世間の辛苦艱難を備に嘗め盡し、飽くまで人情世態にも通達せられたものだから、凡て天地間に生ずる所のもの、何一つとして、容易に出来るものでないと云ふ道理を知られた爲め、後々まで専ら儉素を主とし、浮費を省き、身の孝養は申迄もなく、家來に至る迄、常に教誨せられ、其遺訓にも、人の一生は重荷を負ふて遠き道を行くが如し、急ぐべからず、不自由を常と思へば、不足なく、心に望み起らば、困窮したる時を思ひ出すべし、堪忍は無事長久の基、怒りは敵とおもへ、勝つことばかり知りて、負けることを知らざれば、害その身に及ぶ、己を責て人を責るな、及ばざるは過たるに勝れりと云はれた、前の方は、他の者でも云ひませふけれど、及ばざる

は過たるに勝れりと云は、家康公の外に、古賢も云ふた人がない、孔子は、過猶不及と云はれた位で、家康公の教訓は、實に意味が深長である、家康公は、言ふばかりでなく、其を實行せられた、公が未だ三河に居られた時は、夏日はいつも麥飯を食はれるので、或時近臣もが、食器の底に精粲を入れ、上に少し麥を載せて差上げたたら、御氣色悪しく、汝等は我が心を知らぬな、我が奢みて麥を食ふと思ふか、今天下戦争の世となりては、上も下も寢食を安する暇がない、然るに我ひとり安氣に寢、充分に食ふてすむべきや、依て一身の用度を省きて、軍國の費用に充てふと思ふのであると云はられたら何れも恐れ入たどある、又藤森の屋敷の厩が、よほど破損したで、加々爪隼人正政が、改造を申し出たら、雨がもらば、其處ばかり葺替へよ、壁が崩れたら、崩ればかりを補なへ、其餘は手を付くるに及ばすと云はれた、すると隼人が、只今上方の諸大名の厩を見るに、夏は蚊帳をさげ、冬は馬に蒲團をさせ、愛養すること一方でございます、然るに當家の御厩には、戸口に

藁藁をかけて、常に潘を飼はせらるゝは、餘り御倉相ではございませんかと申上げたら、公は武士が馬をかふは、馳驅の用にあてんが爲めであるから、決して外觀を飾るに及ばぬ、予が藁藁をかけ、潘にて飼ふ馬と、他家の蚊帳を張り、蒲團を着する馬と、事變のある時には、何れが能く嶮山を登り、急流を渡り、堀切を飛び踰ね深田を躍り出で、極寒酷暑を凌ぐと思ふや、汝等馬をかふにも、決して上方風の奢侈にならふなよと、警められたとある。

勅諭に「凡質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はじさせらるゝ迄に至りぬべし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も頓に衰へぬべきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誡め置きつれど猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねば故に又之を訓ふるぞかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ」と仰せられ

て、質素儉約を忘れると、忽ち優柔不斷の文弱に流れて、知らず識らず輕薄の習慣に染み易く、驕奢に耽ける卑劣心より、節操も武勇も其身を去り、世人には輕蔑せられて、遂には終身の方向を失ふ不幸を見る様になる、然るに軍人間に此風一たび傳はる時は、其害は一人に止まらずして、延ひては一隊一軍にも及び、遂に一國元氣の消長にも、影響を及ぼす様になるから、軍人は殊に質素を旨とせよと、御訓誡

あらせられたものでありませう。前に云ふが如く、徳川氏は、最初の家康公が質素儉約を以て業を創め、二代將軍秀忠公は、餘程謹直な方で、三代將軍家光公は、これは又豪膽な人で、此時に愈々徳川氏の基礎を固めた、然るに此際より、ぼつ／＼贅澤が始まり、其後天下は、久しく無事泰平であつた爲め、やゝもすれば、上下共に奢侈の風習増長して、大に士氣を衰退した、其間にも、心ある藩には、常に質素を本とし、士氣を鼓舞してをりた其故徳川の最後は、薩長土肥諸藩のために、滅茶／＼にやられた、彼の上野公園の

南洲翁の銅像を観ると、飛白單衣の西郷は、無飾の太刀を帯びて居るが、此で以て長社社を着け、黄金作りの太刀を帯したる、徳川武士を壓倒して、維新の大業に貢献したかと思へば、如何に驕奢の恐るべく、質素の貴ぶべきか知られる。彼の官吏の收賄事件だとか、其他名譽あり、地位ある人々が、法延に引き出さるゝ原因は、多く奢侈より來りて居ることを思へば、恐れても恐るべきは奢侈である、依て少しでも、驕奢の心が起きたら、先づ古來の歴史や、古徳の教訓を思ひ出し、若は日々の新聞を見ても、深く我身に反省すべきである。

支那明末の大徳に、雲棲大師と云ふがあつた、此御方が日常警悟の爲めに、座右の箴とせられた詩に、屋可蔽風雨 何苦闘華麗 堯舜古聖君 光宅天下被 茅茨未嘗剪 土階亦不砌 不知爾何人 鱗々居大第と云ふのがある、此は慈受深禪師の作であるといふことで、居室の華麗を街ふものゝ、頂門の一針である、又食、器、衣に就て、大師自作の詩がある、食可充饑腸 何

苦尙二腹靡一 孔顔古聖師 悅心飽義理 一簞復一瓢 飯蔬食飲水
 不知爾何人 肥甘滿二砧几一 此れは食物に就て戒められたもので、日常使用の器具に就ては、器可足二使令一 何苦作二淫巧一 釋迦三界師 萬徳備二文藻一 一持二鉢多羅一 四綴猶未了 不知爾何人 孟嘗嚴二七寶一と、又衣服に就ては、衣可蓋二形體一 何苦競二文飾一 迦葉首二傳燈一 聞譽千古溢 頭陀百絆鴉 老死終弗易 不知爾何人 偏身皆綺縠と、事々に接し、物々に應じ、爾何人ぞと反省するものは、實に修養の要義である、又明治の高僧中、殊に傑出せられた、行誠上人の詠まれた和歌の中に、世の中はながれ渡りの舟なれや、くだるぞ棹はさしよかりける、と云ふのがあるが、奢侈を好む者に、能き教訓である。

(二) 質素と廉潔 奢侈の恐るべく、質素の守らざるべからざる所以は、既に之を述べたが、其質素を守るに就て、忘るべからざる者は、廉潔である、廉潔とは何ぞや山鹿素行は士道の中に、大丈夫内清廉を守らざれば、公につかへ、父兄にしたがつ

て、利害此に萌して、天性の心を放失すべし、清廉と云は、外の賄賂、内の財貨、さらに、心に不付して、世人の難行所に、卓爾と立て、更に不屈、これを清廉と云へり、内に清廉なる處あらざれば、外少しの利害に奪はれて、其守りを失ひ心こゝに放失すべし、されば孔子は、忍三渴於二盜泉之水、曾參は、回三車於二勝母之間と云へる、是清廉の云に非ずや、と云ふてをる、實に清廉は、人の心性を高尚にし、品位を保つ所以で、之れがなかりたなら、心に慾を生じ、行も隨て卑しくなり、遂には忠節も、禮儀も、武勇も、信義も、質素も忘却し、爲に身を誤り、家名を損じ、遂には世の中に立つて、人と交際も出来ぬ様になるから、軍人は身を持つること高潔にして、常に其言動を慎み、虚名を貪らず、利慾に走らず、社會をして、模範と仰がしむるの覺悟が大切である、近來社會の道德衰頽と共に、廉潔の心亦廢れ、世は擧て、私利私慾に汲々として、厭く所を知らぬ有様で、所謂偏頗なる利己主義の人間が、澤山出来て、國家の爲め、社會の爲め、誠に歎かしく次第であ

る、其も農工商等の如き、専ら利殖を以て、生計を立つる者は、まだ恕すべきであるが、苟も國家の干城として、護國の大任を負ひ、忠誠以て奉公に身を委ぬる軍人でありながら、廉潔の心乏しく、徒に貨を愛し、財を蓄へる様では、其心の陋劣實に淺間敷次第である、殊に其慾心にはだされて、賄賂を貪り、官物を私し、遂に法延に引かれる如きに至りては、實に見下げ果てたる者と云はねばならぬ。
讀法第七條に、「名譽を尙とび廉耻を重んじ賤劣貪汚の所爲あるべからざる事」とあれば、軍人は片時も此を忘れてはなりません、昔時の武士は、能く清廉を守りて、鷹は飢ても穂を啄ず、武士は喰はねど高楊枝、などの諺もありた位で、勝手損徳の物の直段などをば、口にははず、女色の話を聞ては、赤面すると云ふ有様でありたさうな、一方から考へたら、經濟感念が乏しい様であるけれども、武士は身分相當に、知行が與へてあるから、分に安じて、質素を守りて居れば、衣食に不自由はないのである、其故徳川の旗下などの中に、自分の邸宅の外に、貸家等を持ち、知行

の外に、毎月の取れる工風などをすることは、宜しくないとして、其を禁じられた達示がある、元來武人が、金を溜めたり、立派な普請をしたり、骨董を好み、又は種々なる美術品などを並べて、娛む様になると、事あるときに、命を捨て、人先に進むと云ふ勇氣が薄らぎ、大に士氣を沮喪する懼があるからであらう。

孔子も、飯蔬食、飲水曲肱而枕之樂亦在其中矣、不義而富且貴、於我如浮雲と曰はれた、何も蔬食飲水を樂むと云ふ譯ではない、正義を貴び、道を樂み、不義の富貴を悪くするるのである、其故又の教訓には、富與貴、人之所欲也、不以其道得之、不處也、貧與賤、人之所惡也、不以其道得之、不去也、曰ふて居られる、此廉潔を本とし、正義を貴ぶ心掛が薄いと、兎角貪汚に斜き、不義に陥り易い、其故金穴百丈、而不操銅山、萬仞而不瞬と、幾何程黄金が横りて居らうと、如何に目前に利益がぶら下りて居らうと、不義の金なら、見向きもせぬ、非道の利益なら、相手にならぬと云ふ覺悟がなくてはならぬ。

彼の熊澤蕃山先生は、青年の頃、一時近江國桐原といふ所に住み、専ら書を読み、日夜研究に怠らなかつたが、或時良師を求めやうとして、京師に往つたけれども、よい師が得られないで、空しく家に歸る途中、或旅宿に泊まつたのである、所が同宿の商人が、蕃山に話すには、世間には正直のものがあればあるもので、私は先日主人の用向で、京都に往つた時、草津近邊で馬を備ひ、懐にした金子二百兩を、包みの儘、馬の鞍に忘れて宿に着いたが、夜半にその忘れた事を思ひ出し、馬夫はどのものであつたか、どうしたら知れるかと、荐に心配し、迎も手に返ることは、六ヶ敷からうと思つて居た、然し何しろ大金の事ではあり、主人に償ふことも、到底今の身の上では、覺束ないことと思ひ、いつそ死んで、主人にお詫をしゃうと決心した折、俄に宿屋の戸を叩くものがあるから、誰かと尋ねたら、先の馬夫が、私に逢ひたいとのことである、依て直に迎へて、室に通すと、馬夫のいふには、今家に歸つて、馬を洗ふために鞍を解いたら、大金の入れてある囊がある、是は必ずあ

なたのお忘れになつた品と思ひ、大金のこと故、明朝を待たず、夜中参つた譯であ
 るごうか、お納め下さいといつて、立去らうとするから、私は嬉しさの餘り、引き
 止めて、禮金十六兩を與へて、其志を厚く謝すると、馬夫は辭して、あなたの物
 を持つて來て、あなたに返すは當然である、どうして禮金がいりませうかと云つて、
 受取らない、其故私は、此金がなくば、死んで仕舞つて、主人にお託をしやうと
 決心したのである、然るに足下の義心に依て、斯く手に入ることが出來て、私は蘇
 生したやうな思がする、是非私の志故、受取て呉れど強いたが、受取らない、依
 て八兩に減らしたが、亦受取らない、段々に減らして、二分金にすると、馬夫のい
 ふには、左様ならば、夜中數里の道を參りし事故、其賃錢として、二百文を下さい
 といふから、私は益々其志に感じて、今日利慾に傾き易き世の中におまへのやう
 に、利慾を離れた、律義の人を見たことがない、是れには何か仔細があらうと尋ね
 ると、馬夫が云ふには、私は馬を追つてゐるやうな、賤しい馬夫ですから、家は貧

乏だし、利を思はぬことはない、されど私が郷里の、中江與右衛門先生の話には、
 人間の重んずる所は誠である、たとひ貧乏でも、猥りに利に趨つてはならぬとの教
 であるから、私が今夜此お金を返しに來たのも、實は其教に従ふのであつて、今若
 しあなたの禮を受けたら、誠でなくて、利を貪ることになります、其故辭退申すの
 であるといつて、二百文を受取つて歸つたのであるが、實に珍らしいことですよ、
 逐一話したのを聞いた蕃山は、大に感心して、馬夫の様な、何も知らぬものさへ、斯
 く正直であるのは、全く中江といふ人の教の宜しい爲めである、自分は今良師を求
 めて、其を得ずして空しく歸る途中に、斯る偉人のある事を聞いたのは、實に幸福
 である、師と頼むは、此人の外にないとして、翌日中江先生を尋ねて、弟子となり度
 事を申込むと、先生は、私は徳が薄いもの故、人の師たる價値はないといつて斷つ
 た、蕃山はごこまでも弟子になりたひ爲めに、軒下に二晝夜も立つてゐた、すると
 先生の母は、憐れに思つて、食物を與へ、且つ先生に向て、あれ程弟子になりたい

と云ふ望故、縦令請を許した所が、誰が物好に人の師となつたと、悪くいふものはあるまいと勸めた爲め、元より孝心深き先生の事であるから、遂に母の言に従つて蕃山を弟子にすることにしたのである、蕃山が是非中江先生の、弟子になりたひと云ふ心が起きたのは、畢竟旅客より馬夫の話を聞たからである、元より先生の教化宜しき爲めとは云へ、利慾に走り易き馬夫にして、斯る廉潔なる者もあるに、護國の大任を負へる軍人にして、聊かでも卑劣の心が有たら、馬夫に對しても耻入る次第である。

(三)質素と感恩思想及び信仰 質素を守るに就て、廉潔の必要なることは、略ぼ之を述べたが、今一つ必要なは感恩思想で、即ち一切の事物に對して、其由来を考へ、恩義を辨へる心である、此心があれば、事物は決して粗末になるものでない。大炊頭土井利勝が、或時漢糸一尺許りを、侍臣の大野仁兵衛に、能く藏めて置けよと命じた、同僚中或は其鄙吝を笑ふた者もありたれど、利勝は知らぬ顔して居た、

其後三年経ちて、また利勝の腰刀の帯尾が解けた、そこで急に仁兵衛を呼びて先年預けし漢絲を持って來いと云はれたら、仁兵衛は、此處に御座いますと、直に腰袋より取り出して差上げた、利勝は、自ら其帯尾を結んで、ニツコリ笑つて、先に無用なりしものも、今始めて役に立つたかと云ひ、それから家老寺田與左衛門を呼んで、予は大野仁兵衛の、謹愼にして生命を重するを嘉す、依て祿三百石を贈與へよ、抑も漢絲は、彼士の桑婦、蠶繅、艱難辛苦の手に成り、其れより展轉海に航して、我邦に入るのだから、人力を勞する一通でない、たとひ寸殘尺餘と雖も徒に塵取に投げ込んでしまふは、天物を棄つる道理であるから、我深く之を畏れて、仁兵衛に説いたのである、然に彼は之を守りて失はなんだは、能く天に事ふる者といふべきである、と云はれたとある、又水戸の光圀卿は、常に能く儉約を守り衣服は質素を旨とし、食物も奢ることなく、日用の器具も、實用を本として、高價の物は用ゐられなんだ、其位だから、平生詩歌の草稿を認められるのでも、又物を

書き留めるにしても、多くは諸方より来た、書簡の裏紙を續て用い、座席に水がこぼれることがあれば、紙にて拭かず、木綿の切で拭かしむると云ふ有様、然に召使の女中たちが、兎角紙を粗末に使ふ風が止まぬで、光圀は、其癖を矯め直さんと思つて、或村の川端に、紙漉場があるを幸に、其川の邊へ、棧敷を掛けさせて、寒い冬の日、女中を其棧敷へやつて、紙を漉く様子を見物させた、女中たちは、其を見歸りて、自分等が棧敷の上で居てさへ、寒くて堪へ難いのに、紙を漉く男が、赤脚の儘、水に這入て働く有様を、逐一申上げたら、光圀は、其方等が見て来た通り、一枚の紙でも、容易に出来るものぢやないから、決して無益に使ふものでは無いぞと、言ひ聞かされたら、女中共は、大いに感じ其後は紙ばかりでなく、何事も、粗末に扱はぬ様になつたのである、此等は天命を畏れ、且つ事物に對して、容易に出来たものでない、と云ふ感恩の精神から、質素を守りたのである。宗敎家の大徳中には、是れ已上の美譚がいくらかもある、眞宗の中興達如上人は、廊

下を御通行の際、紙切の落ちてあるのを御覽せられて、佛法領の物をあだにするかやと仰せられて、兩の御手で、御頂きなされ、又我井戸の水を飲むも、佛法の用なれば、水の一口も、如來聖人の御用と仰せられてある、御一代開書を頂て見ると、萬事過分ナルコトヲ御キラヒ候、衣裳等にイタルマテモ、ヨキモノキント思ハ、アサマシキ事ナリ、冥加ヲ存シ、タ、佛法ヲ心ニカケヨト仰ラレ候、又達如上人物ヲキコシメシ候ニモ、如來聖人の御恩ニテマシノ候ヲ、御忘ナシト仰ラレ候、一口キコシメシテモ、思召出サレ候由仰ラレ候、又御膳マイリ候時ニハ、御合掌アリテ、如來聖人の御用ニテ、衣食ヨト仰ラレ候、佛ノ物ハ思召候へハ、御自身ノメシ物マテモ、御足ニアタリ候へハ、御イタ、キ候とありて、一切佛物と感じ、如來聖人の御用で、衣食すると思召すから、何事も粗末になさらぬのである、此と同一の美談が、美濃の正眼寺の泰龍禪師にもある、禪師は、禪宗の大徳であるが、此お方は、平素一滴の湯水も、粗末にせられず、夏の眞盛りの時にも、僅に一杓の湯で

體を拭かれたと云ふことである、此お方が、或時庭の中を歩んでおられた所、些少の菜の葉が捨て、あつた、禪師は其を拾ひ上げて、翌日講話の時に、雪峯菜葉の因縁を話され、弟子達を呵責なされ、福德を慎まざるものは、予の門下に留まるも、何の益もないとて、即日さきに菜の葉を捨てた者を、追出されたことである。斯の如く、一切佛祖の恩賜と感し、若は因果の理法を信仰して、福德を慎むとか、又は其物の恩を辨へるとか云ふ心から、一片の紙、一滴の水とても、粗末にならぬと云ふ心掛けは、軍人に最も必要と思ふ、例へば、平素水でも充分に用ふ癖が付いて居ると、戦時とか、行軍とか、水の不自由な、場合に臨んで、直に天罰として、非常に難儀せねばならぬ、其が平素節約するに慣れてあれば、斯う云ふ場合に、直に利益が顯はれて、他人は難儀しても、自分は平氣で、之に堪へることが出来る、實に因果は觀面である、而已ならず、軍人は一身を國家に献げ、衣食住悉く陛下の恩賜であれば、自分の物のみならず、他人の物、其他總て官物杯は、決して粗

末に扱ふてはならぬ筈で、菅原道真公は、陛下より恩賜の御衣を打眺めて、斷腸の思をせられたと云ふ事であるが、一切御恩賜と云ふ事が知られたら、萬事に就て御恩が喜ばれ、何物に對しても、叮嚀に取扱ふ心が起きる、此心が既に公德心である、依て感恩思想や、因果法の信仰は、質素を守る上に、頗る必要と信じます。彼の野津將軍は、臨終の數日前、見舞の客に、自分の蒲團を指して、人間も斯ういふ柔かい蒲團に、寝ねばならぬやうになつては、もうダメだと語られた、然るに其蒲團は、絹布でも緞子でもない、木綿の更紗蒲團であつたやうな、將軍は、平素綿の薄い、ゴツ／＼蒲團を用ひられ、柔い蒲團に寝るやうでは、イザと云ふ場合に、役に立たぬといふて居られたやうな、それで病氣になられてから、醫士の注意で、改められたとか、どうしても絹布にはせられななだこのことですが、軍人として洵に美はしい心懸けではないか、將軍は、伯爵元帥といふ尊い地位で、殊に御病中なれば、そんな贅澤も出来たであらうに、斯く質素を重んぜられたといふに、是は尋常

の節儉ではない、寔に將軍が、忠節の赤心から、陛下の御恩を感荷して、己が一身を國家に獻げてゐられたからである、と謂はねばなりませぬ。

要するに軍人が、御聖旨を奉戴して、質素を旨とし、儉徳を修むるに就て、質素の尊ぶべく、驕奢の恐るべき道理を、能く辨へ、一方には廉潔の精神と、之に加ふるに、因果の理法を信する信仰心と、感恩思想とが必要と存じます。

七 誠

(一) 意義 中庸に、「誠者天之道也誠之者人之道也」と曰ふてありて、日月星辰は長へに其則を改めず、寒暑往來は、萬古常に此の如し、其間萬物恒に生々化々として、止まざる所以のものを、詳に觀じ來れば、實に不可思議である、例へば年々歳々、春來れば、百花其妍を競ひ、秋至れば、菊花獨り其美を恣にしてをる、而已ならず凡の植物は、孰れも皆其特色を持っていて、年々歳々其規則を違へぬ、松

は松として、其本分を守り、竹は竹として、其本分を失はず、松が竹の形を成さぬと共に、竹が松の葉を生せぬ、又動物界を眺めても、其形態、其性質、其作用、實に千差萬別であるけれども、鳥は鳥としての特徴を持ち、雀は雀としての特性がありて、鳥が雀の分を犯さず、雀が鳥の啼聲もせず、各々其分を守りて、千古渝らぬのは、何故であらうか、實に古徳が、罔知所以然而能然者不思議也、と云はれた通り、考ふれば考へる程、不思議である、其不思議の本體、之を天と云ふのである、斯く萬物の生々化々として、止まぬのが、天の道で、其道や、少しの偽りもなければ、飾りもない、其故之を誠と云ふのである、實に誠は天の道である、そして動物も、植物も、皆能く其分を守りてをるのは、即ち天の道に率ふてをるのである、左すれば、萬物の靈長たる人にして、天の道に率はぬ筈はないのである、然るに世に、人面獸心など云はれる様な、恐しき罪惡を犯すものは、人の人たる所以を知らぬからである、天命之謂性、率性之謂道、修道之謂教、はりつたふ、鼠

の道も、道なれど、まことの道ぞ、人のゆく道と、古賢や先徳の示された通り、吾等は、天道に順ひ、誠の教を守りて、能々誠の道を踏み、人たるの本分を發揮したひものである。

誠とは、先づ其字義を尋ねると、物徂徠の譯文筌蹄には、誠マコト、ヨム、性行言語ノ上ニ用ル字ナリ、偽詐ノ反對ナリ、イツハリナキ意、ニセモノニアラザル意ナリ、誠ニ此ノ如シ、誠ニ然リ、誠ニ君子ト謂ツベシノ類ト云ひ、伊藤東涯の操觚字訣には、誠は信也、敬也、純也、無偽也、眞實也、一也ト註ス、誠偽ト反對ス、アリヤウ正直ナルコト也、大抵後世用ユル眞ノ字ノ意ニ近シ、等ト云ふてをる、それで誠とは、如何なることを云ふかと云へば、有名なる程子は、無妄也と、解釋したのを、朱子は眞實の二字を加へて、眞實無妄と云ふてをる、我國にても、伊藤仁齋や、其子の東涯は、眞實無偽と解し、山鹿素行は、誠是天道自然實理人々不得已底也、と云ふてをりて、此等の諸説を綜合して見れば、誠なるものを、理論的に解釋

したら、宋儒や、伊藤父子の云ふが如く、眞實無妄とか、眞實無偽とか云ふべきであらう、又其實際的活動の方面より語れば、山鹿素行の如く、止むを得ざるに出づる徳と云ふべきであらう。

勅諭に「抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つべき心たる誠あれば何事も成るものぞかし」と仰せられてあります、左すれば、忠節、禮儀、武勇信義、質素の五ヶ條と、誠とは、恰も一拳五指の如くであります、乃ち握れば一拳となり、開けば五指となる、五指は一拳に離れず、一拳は五指を收めて居る、若し拳より五指の一々を切斷したら、決して指の作用を爲さぬ、拳を離れざる指なればこそ、開合自由で、又能く其々の作用を顯はすのである、彼の一旦忠節を見せかけても、途中で變心する様なものは、云はゞ指丈け切て見せる様なもので、誠の拳を離れて居るから、眞實の忠節でない、虚偽である、楠公や新田氏などは、誠の拳

を離れぬ指、即ち眞實の忠節でありたから、終始變らなんだのである、其他禮儀も
武勇も、信義も、質素も、誠を離れたら駄目である。

大學には、欲レ治ニ其國一者先齊ニ其家ニ欲レ齊ニ其家者先修ニ其身一欲レ修ニ其身者
先正ニ其心一欲レ正ニ其心者先誠ニ其意一と曰ひ、中庸には、誠者天之道也誠レ之者人之
道也誠者不レ勉而中不レ思而得從容中道聖人也誠レ之者擇レ善而固執レ之

者也と曰ひ、孟子は、此等の説を承けて、誠者天之道也思誠者人之道也至誠而不
動者未レ之有也一誠未レ有ニ能動者一也と云ふて居る、是から考へると、吾
人の行爲が、誠を以て根柢とし、誠より出たものなれば、皆悉く道徳である、之
に反して若し誠を以て根柢とせず、私心私慾より出たものなれば、其行爲の如何に
係らず、道徳としての價値はないと云ふてよかららう。

孟子より少し後れて出た荀子は、不苟篇に、君子の修養法を示して、君子養心
莫善於誠一と云ひ、誠の感化力を擧げて、天不言而人推高焉地不言而人推

厚焉四時不言而百姓期夫此有常以至其誠一者也君子至德嘿然而喻未レ施
而親不レ怒而威と云ふて、夫の天地四時は、一言も物言はねども、人は之を推
尊し、之を信用するのは、彼に常徳ありて、其を失はず、能く其誠を極めるからで
ある、此と同じく、聖人君子は、至徳を持って居るから、嘿りて居るも、人は自ら其
意を喻り、未だ恩を施さねども、人は自ら親み來り、怒らざれども、人は自ら其
威を恐るのである、誠は斯の如き威嚴と、斯の如きの感化を有するから、人は必
ず誠を致さねばならぬ、而已ならず、誠は一切人道の根柢であるとして、天地爲レ大矣
不レ誠則不能レ化ニ萬物一聖人爲レ知矣不レ誠則不能レ化ニ萬民一父子爲レ親不レ誠則疏
君上爲レ尊矣不レ誠則卑夫誠者君子之所守也而政事之本也、と云ふてをる、惟ふに天
地は廣大である、されど若し彼にして誠がなかりたら、萬物を化育することは出来
まい、然るに彼に萬物を化育するの誠がありて、寒暑往來、未だ嘗て其規則を違へ
ず、日月交代、未だ一度も其時を過らぬから、萬物は斯く生育するのである、彼の

世に聖人君子と呼ばるゝ程の人は、元より智者たるに相違ない、併し彼が能く萬民を感化するのには、智者なるが故でなくて、誠なるが故である、父子の間は、至つて親密であるけれども、若し誠が缺けたなら、遂に疎遠になるのである、其他夫の婦に對し、婦の夫に對しても、何れも誠がありてこそ、眞の夫たり、實の婦たることが出来るのである、又兄の弟に對し、弟の兄に對し、若し姉と妹、妹と姉の間でも、或は朋友相互の交際でも、亦全く同様で、臣として其君に對し、國民として、其國家に對しても、亦同一である、實に誠は一切道德の根柢で、人の人たる所以のものは、畢竟誠を盡すからである。

徳川家康公、或時本多忠勝、大久保利勝等、多くの勇士を相手に、戦時中の物語なごして、其序に、凡そ食物の中では、何が一番おいしからうか、各々所存を申し陳べよ、と云はれたら、各々陳べたけれども、其々平素の嗜好が異ふから、諸説區々で、容易に決まらなんだ、其時に茶を煎じつゝ、席に侍りて居た、おかちの局が、

傍で微笑してをるで、家康公が、かちは何を笑ふか、思ひよりもあらば、憚りなく、いふて見よと云はれたら、其時局は、然らば申して見ませう、凡そ物の甘きものは、塩と存じます、如何なるものでも塩に越した甘きものは、恐らくはあるまいと考へます、其所以は、如何によき御料理も、塩がなくては、味を調へ難く、又一日も塩がなかりたら、人の口腹を養ふことは出来ませぬと、申上げたたら、家康公を初めとし、一座手を拍つて驚嘆したとある、此は洵に能く事實を穿つた説で、凡そ食物は、肉食であれ、肉食であれ、牛蒡は牛蒡、豆腐は豆腐、其々の味を現はすのは、實に塩の力である、又魚鳥は魚鳥、獸類は獸類、各々其味を出すのも、亦是れ塩の力である、若し塩がなかりたら、一切の美味は、皆其味を失ふであらう、又人は塩なくして、一日も生活が六かしい如く、誠の道德に於ける關係、誠の人生に於ける有様は、殆ど同様と謂つてよからう。

世間に能く云ふ、繼母と實母との撫育に於て、たとひ衣食住に大した差はないにし

ても、子の感ずる程度が違ふと云ふのは、衷心常に子を懐ふ誠が、あるとないとの相違である、其故因縁上、繼母となり、繼子となりた上は、勉めて誠を盡しあひ、所謂誠之者擇善而固執之者也、てふ様にせねばならぬ。

其に就て三遊亭圓朝は、近代有名な落語家でありて、彼は非常に佛教に熱心で、無舌居士といふてをつた程であるが、彼が佛教に歸した因縁は、或日山岡鐵舟居士が圓朝を呼んで、おまへは日本一の話の名人であるが、己の好きな話を一つしてくれぬか、其は外でもない、己の小供の時分に、母親に添乳せられて、いつも桃太郎の話を聞いたが、如何にも面白くスヤ／＼と、眠ることが出来た、母親は話は上手でなかつたが、己には非常に面白かつた、話の下手な母親のでさへ、面白いのであるから、況して日本一の名人たる、おまへのを聞いたら、さぞ面白からう、ごうか一つ聞かせて呉れといはれた、圓朝は、鬚武者の居士の前で、桃太郎の話をするこゝが出来ない、スヤ／＼と小供が眠るやうに話せない、ソコで到底此處で私は御話

は出来ません、やう致しましたところが、御母堂のやうには参りませんという、小供も知りて居る桃太郎の話が、己の前で出来ないやうでは、日本一とは云はれない、何故其れが出来ないかを考へて見ると云はれて、圓朝は、御母堂は、話は下手だが、誠心を以て話され、私は話は上手だが、此心がないから、母親の様に感ぜしむることが出来ないのである、これではならぬと云ふて、佛教を究むるやうになつたといふことである。

二) 誠の威嚴及び感化 「誠は一切善行美事の根源で、隨て無限の威嚴と、無盡の感化とを有し、而も其が永久に不滅である」世の中に威嚴を有する者は澤山である、爵位にも威嚴があれば、財産にも、將又學識にも、腕力にも、其々威嚴はあるが、誠の威嚴は無限である、如何なる者も、之を犯すことは出来ぬ、獨り人間ばかりでなく、天も之を犯すことなく、神も佛も之を犯さざるのみならず、天も之を祐けんとし、神も佛も之を護らんとするのである、天地も爲に感動し、神佛此に感應し、

悪鬼惡神が恐怖するものは誠である、其故誠の威嚴は、眞に無限と云はねばならぬ。彼の平清盛が、全盛を極めし時、藤原成親等が平家討伐を企て、事露顯するや、清盛は、急に一門を招き、成親を捕へ、又法皇を鳥羽宮に移し奉らんと欲し、清盛初め、他の將士皆甲冑を着し、將に事を擧げんとする時に、其子の内大臣重盛は、烏帽子直衣にて、悠然入り來り、先づ弟の宗盛を一睨して、汝等何を以て甲を着るや、敵は何れにあるぞ、吾等は既に朝臣なり、逆賊禁闕を犯すにあらざれば、甲を着くべき謂れなしと叱咤した、清盛は遙に其様子を見、あわたいしく甲冑の上に、黒衣を尙へて出で、而も甲冑の現はれ出でんことを恐れて、數々襟を正したれど、襟が開て、下より甲が現はれ出たさうであるが、此は重盛の誠の威嚴に對し、傲慢なる清盛も、恐怖したのであらう、そして重盛は理を盡し、情を陳べて、父の非道を極力諫言し、忠を欲すれば孝ならず、孝を欲すれば忠ならず、重盛進退此に谷まる、生きて是の憂を見んよりは、死するに若かず、大人必ず今日の擧を遂げんと思召さる。

ば、先づ重盛の首を刎ねて、然後に爲されませよと、泣く泣く諫めたら、一座悉く感動し、鬼神の如き清盛も、何とも答ふことが出來ず、却て恐怖したと云ふは、重盛に恐れたのではなくて、重盛の誠に恐れたのである、眞の誠の威嚴は廣大である。

又承久の大亂の時、鎌倉勢にうち破られて、都の軍は大敗北をした、其時都の軍の一部分が、京北榎尾の山中に逃げたといふので、東軍の一將、秋田城介義景は、之を追撃して、山に踏み込んだのである、所が山僧之をかくまうて渡さぬから、東軍勢は、山僧の一人を搦め、六波羅にひき立て、歸つて來た、一日大將軍泰時は、嚴に上段に構へ、多の軍勢は、何れも皆階上階下に控へて居つた、義景は、一山僧を引き出し、先づ事の次第を申上げると、するごとく下控があつた、ソコ山僧は靜に口を開いて、我山は三寶寄進の場所、殺生禁斷の山である、仍て鷹に追はるゝ鳥も、獵に逃るゝ獸も、皆こゝに隠れ、命を續ぐのである、さらば敵を遁るゝ軍士が、辛

うじて命ばかり助かつて、木の本岩の間に隠れ居るものを、たとひ我身が咎を蒙りて、難儀に逢はゞとて、情なく追ひ出して、敵の爲めに捕られ、身命を奪はるゝを他所に見て居られやうか、我本師釋尊の古へは、鳩に替て、身を鷹の餌となされまた飢ゑたる虎に、身を與へ給ひし事もある、愚僧それまでの大慈悲こそ及ばねども、願くば袖の中にも、袈裟の下にも隠しとらせばやと存じます、是が政道の爲に難儀とあらば、即時に愚僧が首をはねられよと答へば、此一山僧こそ、當時智行兼備の大徳、柵尾の明恵上人でありた、上人の答辯は、實に簡潔明確で、而も至誠の結晶である、若しも政道の難儀とあらば、先づ自分の首をはねよと、己を殺して他を活さんとする、上人の至誠には、天地も爲に感動すべく、満庭一時寂として聲なかりたとある、大將軍泰時亦感極つて、深く涙に咽び、遂に上人の高徳に歸して其教誡を乞ひ、遂に天下を無事に治めたのである、して見れば誠は何人も之を犯すこと能はぬばかりでなく、却て人をして戰慄せしむるの威力がある、何と誠の威

嚴は廣大ではないか。

誠は無限の威嚴を有するのみならず、又無盡の感化力を有するのである、學者が道理を以て感化し、能辯家が辯舌を以て感化するも、随分偉大な力はあるが、到底誠の感化には及ばぬ、誠の感化力は無盡である、何せなれば、誠は天道なりで、宇宙の大靈である、既に宇宙の大靈であるから、何所へまでも遍満して、如何なる者にも誠のない者はない、見よ善を好み、悪を憎む心は、如何なる者も有してをる演劇を見ても、講談を聴いても、善人榮む悪人亡ぶるの時、吾等が心裏に、自然に快感を生ずるではないか、此が如何なる者にも誠があればこそ、他の誠に觸れたとき、我が本来の誠が、呼び起こさるゝからではあるまいか、其故誠を以てすれば、如何なる悪人をも、感化することが出来るのは、恰も太陽の光線が、如何なる陋巷をも照すが如く、誠の光輝は、如何なる悪人の胸中をも照すことが出来ると思ふ。空也上人、或時淋しき山路を通行してをらるゝと、二三の盜賊が上人の前に立ち塞

り、金を出せよと、白刃を閃かして迫りたれば、上人は、ホロ／＼と涙を流し、後には、サメ／＼と泣かるゝで、盜賊等は嘲笑つて、出家の身にて、かくも財物を愛着せらるゝかと云へば、上人は否や、我れの泣いたは、我が財物の惜しきが爲めでなく、汝等が斯る悪業を爲して、未來に何如なる罪果を受けんかと、其を思へば、悲みに堪へ難く、思はずも聲を放ちて、泣いたのであるとの給へば、盜賊は大に感じ、翌朝打揃ふて、上人の寺に詣で、罪障を懺悔して、弟子の數に加へて貰ふたどある。

誠の威嚴は無限でありて、其感化は無盡であるから、隨て其生命は無量壽である。我國の歴史を緋ても、源頼朝や、豊太閤の傳記を讀んで、感泣の涙に咽ぶものは、恐くあるまい、然るに楠公父子の傳記を讀み、或は聽いては、如何なる者も、無限の感に打たれぬものはないのである。

又大石良雄等四十七義士の敵討は、演劇であれ、講談であれ、又淨瑠璃であれ、如何なる者も、争て之を見、好で之を聞き、而も其間に無限の感に打たるゝのは、楠公でも、四十七士でも、何れも至誠を以て、終始一貫、忠節を盡したからである、楠公が湊川に於て、十有餘回血戦の後、兄弟席を列べて、自刃せんとする時に弟の正季に向ひ、汝死して何事をか爲さんとするやと云はれた聲に應じ、正季は、願くは七たび人間に生れて、國賊を滅ぼさんと云ふを聞て、正成欣然として、汝能く吾心を獲たりと云はれて、刺しちがへて死なれたとある、楠公の肉體は、灰と化せられたらう、併しながら、其精神は、永久に滅せぬ、其故何年後でも、一たび楠公の傳を見聞すれば、無限の感に打たれるのである、又大石良雄が復讐の當夜、佩刀の上記した所の、萬山不重君恩重、一髮不輕我命輕の二句は、彼の精神を顯はしてをる、彼は此覺悟を以て、君恩に報じたのである、斯る至誠であればこそ、いつく迄も、其生命が滅せぬのである。

念佛門の元祖法然聖人や、又眞宗の開祖親鸞聖人に就て見ても、其通りである、親

鷲聖人の五百回忌の遠忌法會の時、頼山陽外史は、鎌倉付「麁鹿」室町委「灰塵」一姓優婆塞 還傳五百春といふ、五言絶句の詩を詠じて、聖人の高德を讚嘆した、實に有爲轉變は世の有様、百千年と過ぎ行く間には、桑田變じて碧海となり、原野も時には都會となり、事々物々悉く無常遷流を免れぬ、鎌倉三代の覇府も、遂に麁鹿の柄家と化し、頼朝の墓に奴が様つけず、唯何事もいきてをるうちの俚歌の如く、生前には天下様とか、將軍様とか、夢にも呼捨にするものなかりた頼朝公も、時代を隔てし今日でも、車夫馬丁も、此が頼朝の墓であると、呼び捨てにしてをる、又室町十三代豪奢の夢も、一朝灰塵になりてしまへば、昔の屋敷の跡さへ分りにくひ、然るに親鸞聖人の如きは、御存生中は、殆ど定りたる住家もなく、一生涯難難流浪せられたれど、未遠くなる程、其徳光は増大となり、山陽の時よりは、其後の六百回の方が盛大で、其時よりは、又昨年の六百五十回忌の方が、盛大であると云ふ様に、將來も益々盛大であるであらう、又法然聖人とても同様である、

斯の如き所以は、抑も何故であらうか。畢竟爾聖人は、佛陀の誠を信じ、佛陀の誠を契合せられたからであらう、眞に誠は無量壽である、無量壽は誠である。
(三)誠と修養法 一 斯の如き誠は、如何にして修養すべきか。元來誠は天の道であります、隨て宇宙間に遍満すると共に、吾人の精神にも、本來具有してをるのである、然るに世に至誠の人と、不實の人と分れるのは、一は其至誠を磨き顯し、一は私心私慾が、其至誠を蔽ふからであります、其故古聖は、人心惟危 道心惟微 唯精唯一 允執其中、と曰はれた、其を朱子が解釋した意によれば、人心とは形氣より發する私心である、道心とは、吾人本具の理性である、然るに人は形體のない者はないから、如何なる聖賢も人心はあるべく、本具の理性は遍満してをるから、如何なる悪人も道心のないことはない、而も二者は、吾人方寸の間に雜はりてをるから、之が修治を怠らば、危き者は愈々危く、微かなる者は、愈々微かにして、遂には道心は私心に負けてしまふ様になる、其故精一の工夫を、間斷なく積み、道心

をして、一身の主宰者たらしめ、人心をして、毎に道心の命を聴かしむる様になれば、動靜云爲、遂に過なきに至らうと云ふてをる、乃ち人心と道心とは、換言すれば、私心と誠で、此二者は、常に吾人の心内に競争してをる、それで私心が勝れば誠が負け、誠が勝れば、私心が負けるのであるから、其誠をして、私心に勝たしむる様、誠が主宰者となりて、私心が其命令を聴く様にするには、精一の工夫、乃ち此れは私心で、此は誠であると、能く公私の分別をし、既に能く辨別が出来れば、至誠を專一に守り、油断なく力行する様に工夫を積みねばならぬ。

其には種々の方法もあらうが、自分の信する所では、道徳的方法、宗教的方法の二がある、道徳的方法とは、各自の身口意三業の所作をして、常に誠に合する様、能き習慣力を養ひ、克己反省、念々心垢を淨め、歩々道義に向ひ、終に從二心所欲不踰レ則と云ふ様にやりて行くので、其には曾子の如く、毎日三省するもよからう、又フランクリンの如く、毎日の性行を調査し、失行の有無を記載して、戒心

するものもよからう、或は聖賢の言行格言等を、身の行にひき比べて、味ふもよからう、其等は人々の境遇に從て、自ら案出し、又先輩師友の敎を聞きて、適宜の方法に依て、向上を計るべきである。

次に宗教的方法とは、普通人間以上の、神若は佛に歸依して、心神の修養を計るので、彼の西郷南洲翁が、人を相手とせずして、天を相手とすと云ひし如く、人は如何に評することも、神佛は公正に我が心を照らしたまふとの信仰を以て、常に神佛の精神に合する様、其冥見を耻ぢて、人が見やうが、見まいが、表裏なく、いつも至誠を以て、事を處する様にして行くのである。

菅原道眞公は、心だにまことの道にかないなば、祈らずとも神やまもらんと詠せられた、公は此信仰を以て、至誠を盡された、南洲翁は、天を相手にして、誠を盡されたのである、凡て人は監督者があると思へば慎むが、其が無いと思ふと、怠り易いが常の情である、其れ故宗教的信念のない者は、他に人が見て居らぬと云ふ時には、餘程修養を積だ人なら兎も角

大概の人は、油断をして、遂には大失敗を來す様なことが多い、それで儒教に於ても、敬天畏天など云ふて、天を以て、吾人行爲の監督者としてをるから、眞に儒教を尊奉する人には、他人のみざる處にも戒慎し、聞かざる處にも、恐懼するから、失敗が少ないのである。

彼の楊震の四知と云ふたら、有名な話で、乃ち或夜王密と云ふ者、私に楊震の許に尋ねて來て、コソツリと澤山の黄金を出して、其を收めて呉れと云ふたら、楊震は斯様なお金を受くべき理由がないと辭退した、ソコデ王密は、只今は誰も知る者はない、見て居る者はないから、是非受納して下さいと云ふと、楊震は嚴として、天知り、地知り、我知り、子知る、何ぞ知る者なしと云ふやと答へて、遂に賄賂を取らなかつたとある、此天知り、神知ると云ふたは、乃ち彼の宗教的信仰で、此信仰あればこそ、彼は純潔なる官吏として、後世迄名が残りて居るのちや、兎角精神上の監督者を仰ぐと云ふことは、何人にも必要で、彼の收賄事件を初めとし、世に恐

しき罪惡を造るものは、多くは斯る信念が乏しいからである、依て如何なる職業の人も、行住坐臥、常に神佛の前に於て、種々の行動をして居るものと信じ、一舉一動に注意し、私慾を排して、至誠に契ふ様に、瞬時といへども、油断をせぬ様にすべきである。
已上長々辯じたが、終に臨み、古歌二首を引て本題を結ばう、慈悲まこと正直も皆我身より、あらはれ出づるひかりなりけり、誠こそ生れたまの誠なれ、誠になれや誠なきひと。

八 在郷軍人會講話

(一) 在郷軍人の任務 在郷軍人會設立の趣意、及び目的事業等は、諸君の既に御承知の事で、在郷軍人をして、地方良民の模範たらしむると同時に、益々軍人精神の鍛練と、軍事知識の増進とを謀り、併せて會員の相互扶助、慰藉の方法を講究

せんが爲に、設立せられたものと存じます、凡そ軍隊の教育は、常に在營間の教育を以て、満足すべきものでなく、之を前にしては、家庭及び學校等に於て、良兵たるの素質を造り、現役間に於て、専ら軍人の精神、技倆を修得し、満期歸郷後、益々練磨養成して、其効果を顯はすものであれば、諸君の任務は、重且つ大と謂はねばならぬ。

願ふに日露戦役以前に於ては、在郷軍人は、其動員に際しても、單に現役の一部を補ふに過ぎぬ、即ち現役兵を主位とし、在郷軍人を客位として、軍を編成して居つたれど、今後の戦争に於ては、非常に多数の軍隊を活動させねばなるまい、然るに平時に、此等多数の軍隊を常設することは、我國の財政としては六ヶしからう、其故勢ひ在郷軍人を多数にして、以て戦時の必要に應せしめねばなるまい、彼の二年在營制度の如きは、畢竟此目的から割出されたものではあるまいか、何分今後の戦争には、在郷軍人を大部分とし、現役兵を一部とするの現象を生じ、我國軍の戦闘力

は、在郷軍人を主腦とするの時があるかも知れぬ、して見れば、在郷軍人の任務は頗る重大と謂はねばなりません。

抑も日露戦役に於て、露軍が斯くの如く失敗せし原因は、種々あらうけれど、戦争中に於て、日本軍隊と衝突して、一番先きに負けるのは、彼の豫備師團、即ち在郷軍人が、大部分を占め、現役兵が一部分より成立した軍隊であつたさうな、それで露國に於ては、夥多の費用を投じて、漸次在郷軍人を減少して、常設兵を多くしつゝあると、云ふことである、然に我國にては、却て在郷軍人を多数ならしめんとするは、一は國家の財政が、夥多の軍費を許さざるにも依りませうけれど、一は我國民性の忠君愛國の念慮が、萬國に超越する所以のものを、信頼する所ありてはあ

るまいか。
孟子に、天時不_レ如_二地利_一地利不_レ如_二人和_一と曰ひ、孫子も、戦争の要素として、道、天、地、將、法、の五を擧げて、道者令_レ民與_レ上同意而可_二與_レ之死_一可_二與_レ之生_一而

不中畏危也と云ふて、戦争に於て、一致協同の必要を論じてをる、近く日露戦争に鑑みても、露國は我に比して、數倍の軍隊を有し、又兵器材料も、頗る優越して居たにも係らず、斯く失敗を招いたのは、色々原因もあらうが、一には露國は、我國の軍隊の様に、忠君愛國の念が強大にない、我國のは、戦闘に立た軍隊ばかりでなく、舉國一致、以て國家の大事に中り、軍隊に對しても、國民の後援が多でありたに、露國では、多數の軍隊は、遠く本國を離れて、異國の滿洲に來りて、苦戰奮闘をして居ても、一般國民は、其に同情を寄せざるのみか、却て軍隊の行動を掣肘するの状況であつたさうな、我に比して忠君愛國の念が乏しい所へ、國民の後援がなかつたら、到底立派な戦争が出來やう筈はない、此が我國が連戦連勝すると同時に、露國が失敗した原因であらう、是れ即ち我國民性の、忠君愛國の念慮が、萬國に超越してをる、明なる證據である。

我國が建國以來、一度も外國の侮辱を受けたことがなく、將來も益々發展する所以

のものは、畢竟此忠君愛國の精神が、強大であればこそである。

教育勅語に「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられて、我國に於ては、忠孝の大道を以て、國體の精華である、教育の淵源であると、定められてあるのであるから、總べての學問も、技藝も、政治も、法律も、農業も、商業も、寝るも起るも、仕ることも作すことも、皆悉く忠孝を本とせねばならぬ、そして其忠孝は、忠が其儘孝、孝が其儘忠で、忠孝一致で、他邦に其例を見ざる、一種特有の國風である、他邦にありては、忠孝其途を異にし、支那の如きは、孝を以て重しとしてをれども、我邦は、忠を以て最も重しとしてある、即ち君に事へて忠なるは、親に事へて孝なる所以で、忠孝兩全し難きときは、寧ろ孝を捨て、忠を取らしめ、以て億兆の臣民、皆皇室を輔翼し奉り來りたのである、其は我邦君臣の間は、恰も一家中の、父子の如き關係を有して、陛下に忠を盡すのは、父に孝を盡すと同一の感情

を有して、忠は孝の大なるもの、如く考へ來りて、遂に忠孝一致の國風をなし、就中忠を重しとする人倫をなしてをるのである、左れば在郷軍人諸君は、地方良民の模範者としては、各自の常業を執りつゝも、忠孝一致、忠君爲本の大道を基礎とし親子の間、夫婦兄弟の間、其他朋友郷黨等に對しても、其々孝友和信等の道を盡すと同時に、軍人精神の鍛練と、軍事知識の増進を圖り、平時と戦時とを問はず、御奉公に遺漏なき様に心掛けられたきものであります。

(二) 軍隊の精神教育と古英雄の修養 凡そ軍隊教育に於て、最も主要にして、又最も困難なるものは、精神教育であることは、諸君の既に御承知の通りである、此教育の不完全なる軍人は、技術教育に於て、如何に巧妙でありても、砲烟彈雨の間に處して、泰然自若として、自己の本務を遂ぐる事が六ヶしひものであります、彼の日露戦争の、旅順要塞戦に於ける、肉弾の如きは、到底技術教育によりて得らるべきものではなくして、全く精神教育の結果と存じます、左ればとて、技術教育を

輕視するのではなく、唯だ根本枝末の相違あるまで、云はゞ技術教育をして、完全に其性能を發揮せしむるものは、即ち精神教育であります、左れば軍人は、其在營と在郷とを問はず、常に軍人てふ精神を忘れず、二種の教育を怠りてはなりません、そして、勅諭は、軍人の生命で、此御趣旨を奉戴して、過失なきを期するのが精神教育の本領である。

謹で其御趣旨を伺ふに、恰も一拳五指の如き有様で、五ヶ條は五指の如く、誠心は一拳の如しであると存じます、乃ち、勅諭に「右の五ヶ條は軍人たらんもの暫くも忽にすべからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり」と御示し下されてありますれば、忠節、禮儀、武勇、信義、質素の五ヶ條は、軍人諸君の精神で、一の誠心は、又五ヶ條の精神であれば、一拳と五指は、常に離ることなく、而も開けば五指、合すれば一拳であるが如く、五ヶ條と誠心とは、常に離ることなく、而も開けば五ヶ條

合すれば誠の一に收まるものと存じます、其上誠は一切道德の根元で、誠を離れたら、如何なる嘉言も、善行も、皆虚偽虚飾となりて、道德的價値なきものになりてしまします、其故誠の修養こそ諸君にとりて、最も大切と考へます。

如何に誠を修養すべきかと云ふに、此に道德的、宗教的の二種の方法があると思ふ、道德的方法とは、人間の貴き所以を自覺し、各自の言ふこと、思ふこと、及び行ふことに於て、常に誠たらしむる様、能き習慣力を養ひ克己反省、念々心垢を去り、歩々道義に向ふ様に努むるので、宗教的方法とは、神佛に歸依して、其照覽を信じて、照し見る佛いますと知るならば、たい朝夕にうれし耻かしてふ工合に、何時も神佛の前で、行動すると信じて、神佛の精神たる、至誠に契ふ様に、心掛けて行くのである、已上且く二種に分けて見たけれども、此二種は、永く分るべきものではないと思ふ、其は古來の忠臣義士の傳記を調べ、能く其修養法を研究して見れば、自然に了解せらるゝのみならず、諸君の修養上に、大に資する所があらうと存じます。

す。

諸君が軍人精神を鍛練し、至誠を全ふせんとするに、其模範を古人に求めらるゝ時には、先づ和氣清鷹、菅原道真、楠公父子、新田一門、若くは四十七士等を、第一に置かるゝであらう、而して此等の忠臣義士を學ぶに當りて、唯だ其事蹟にのみ注目するのは、所謂流を酌んで、本源に遡らぬものである、物有二本末一事有二終始二末にのみ趨りて、本を忘れて居ては、到底其人を倣ふ事は出来ぬ、時に古今あり、世に治亂ありて、平時と戦時とは、同一揆には行かぬ、然るに唯だ其事柄のみを學ばんとして居ては、其時其所に處して、能く大義を全ふすることは覺束ない、彼の孟子に、淳于髡との問答を示してある如き、淳于髡が、男女授受不親禮與、との問に對しては、孟子は禮也と答へた、すると淳于髡が、嫂溺則援之、以手乎と、云へるに對して、孟子は、嫂溺不援是豺狼也男女授受不親禮也嫂溺援之、以手者權也と云ふてをる、是れ常時と、變時に處して、能く大

小輕重を稱量して、中道を誤らぬことを教へたもので、乃ち禮の精神を得ずして、唯だ其形式に拘泥して居ては、必ず大事を過るのである、總べて古賢を學ぶにも、唯だ其形跡ばかりに留りて居ては、とても眞實其人を學ぶことは出来ぬ、ソコデ如何に楠公を學ぶと云ふた所で、是れから赤坂城に籠る必要はない、千早に籠る譯もない、唯だ楠公の心を心として、それを今日の事情に應用して行たならば、それが本當の楠公を尊崇し、楠公を學ぶのである、依て眞に楠公を學ばうと思へば、楠公は何に依て修養し、何者を理想として居られたかを、研究せねばならぬ、楠公のみならず、菅公であれ、四十七士であれ、其邊を研究せねばならぬ。

先づ楠公の修養法を考ふるに、自分の信する所では、楠公は孫子を讀み、又論語を學び、佛教を信じ、同時に聖德太子を理想とせられたらうと思ふ、御承知の通り、聖德太子は、早く憲法十七條を御制定なされ、神儒佛三道を調和して、日本國教倫理道德の基を開かれた御方である、其憲法は、何れも臣下たるもの、心得を能く御

示し下されてある、そして楠公は、頻りに天王寺に出入せられ、例の聖德太子未來記まで、取り出されたのちやが、あの未來記は作り事らしひと云ふ説もあるが、それは何うでありても、他の御方の未來記とせず、聖德太子の未來記と云ふ所が、大に味ふべきである、道明寺天満天神の未來記、譽田八幡宮の未來記など、假るべきものは、外にもあらうに、特に天王寺、聖德太子の未來記と云ふたのは、其所に非常なる意味があるのではなからうか、玄慧法師が嘗て後醍醐天皇の御前に於て、聖德太子以後日本に於て、仁賢と稱すべきものは、たゞ楠公一人である、と云ふことを言上したさうな、左すれば如何に當時の人が、太子を尊崇したか、分る、隨て楠公も必ず太子を理想として居られたであらう、左れば楠公を崇敬するの人は、同時に聖德太子 崇敬せねばならぬ、又楠公の菊水の旗には、非理法權天の五文字を記されたとの事である、此五文字の意味は、非は理に克たず、理は法を克たず、法は權に克たず、權は天に克たずと云ふ意であらう、果して然らば、楠公は、此天と云

ふ所に、最も重きを置かれたのである、此天と云ふことは、儒教に畏天命とか、知天命とか、何れにしても、儒教に出た言葉である、然るに今の教育を語るものは、多くは非理法權までを教へて、天を除てをる様である、若し天がなかりたら、此世界は滅茶々々ちや、天を除てをるから、教育も主義が一定せず、道徳も根柢がなくなる、中庸に、天命之謂性、率性之謂道、修道之謂教と云ふ、誠者天之道也、誠之者人之道也とありて、天を本として、初めて教育も主義一貫し、道徳も根柢が立つと思ふ、そして楠公は、楚俊禪師の教に依て、安心立命せられたのである、斯様に楠公は、太子を理想として、神儒佛三道の精要を得て、大に修養せられたればこそ、七生報國の大精神も湧き出たのであらう、若し是が人間は此世限りで、焼けば灰、埋めば土となつて、跡にはなんにもない、未來はない、後生は無いと云ふ考であれば、七生とは云はれまい、楠公は佛法の三世因果の道理を、厚く信せられたお方であつたればこそ弟正季が願くば七度人間に生れて、國賊を亡ぼさんと云

ふた時に、公は嬉しげなる氣色にて、我も斯様に思ふなり、いざさらば同じく生を替へて、この本懐を達せんと云ひつゝ、兄弟共に差し違へて、同じ枕に伏せられたのであらう。
又新田義貞の訓戒にも、武士の先づ存知すべき事と云ふ中に、信力なくては、戦に勝つ事難しと、又大將軍持つべき心根の事と云ふ中に、運を天に任せて、仁を人に施して、諸人を親子の如く思ひ、慈悲深重にして、心を大に持つべきなりと云ひ、又外には弓馬合戦を家とし、内には因果の道理を恐るべき事、と云て居るのを見れば、義貞の修養も伺ひ知られる。
又小松重盛公が、奉佛の念の深かりし事は、誰も能く知る所で、公が父を諫める時に、世に四恩ありと云はれたのは、大乘本生心地觀經より出て居るので、彼が平素深く佛教を信じて居た事は明かである、彼は斯る修養あればこそ、大事に當りて能く其身を處したのである、要するに古來の忠臣義士は、能く道徳的宗教的三種の

修養法を調和して、誠を盡して居る様に思はれる、此邊は諸君の學ぶべき要點と信ずる。

(三) 在郷軍人の覺悟 諸君の任務は重大である、左れば諸君は、軍人として、良兵たると同時に、國民として、良民となり、軍隊に在て受得したる感化を、地方に及ぼし、自ら地方良民の模範者となり、郷黨州里の發達、改善を計り、富國強兵の實を擧ぐるの覺悟が必要と思ふ。

歐羅巴を視察して來た人の話に依るに、歐洲に於て、第一に目に着くのは、地方で經營して居る所の事業が、發達して居ると云ふことである、換言すれば、地方が最もよく活動して居ると云ふ事である、凡そ強い國ほど、地方の力が強い、地方の力の弱い所は、隨て國の力も弱い、地方が最も發達して居る所ほど、最も富んで最も強い國である様に考へらるゝ、其故地方自治の發展如何と云ふことが、最も國力の發展に關係があるから、舉國一致し、上下相和して、國事に盡すと云ふことが、必

要になりて來るとの事である。

今日地方改良、風教振興の聲が、段々高まりて、學者政治家の間には、頻に講究せらるゝ様であるが、要するに一致協同して、改良發展を期せねばならぬと思ふ、例へば學校に於て、善良であれ、忠實であれ、品行方正であれと教へても、一方に於て、地方の公職に就て居る所の、村長なり、助役なり、或は議員とか、其他地方の名望家とも云はるゝ様な人が、不都合な行爲がありて、刑に觸れたり、又は不謹慎なことをして見せては、折角の教育の効果を失ふて仕舞ふ、丁度親が子供に向つて能くちやんと座つて、御飯を食へなければいかんと教へながら、自分は胡座をかいて食ふて居る、するとお父さんは、それでも宜いのかねへと云はれる、斯ふなりては返事が出來ぬのみか、教育の効果はない、それで地方の改良發展と云ふことは、どうしても協同一致でなくてはならぬ、其協同一致と云ふことが、言ひ易くして行ひ難い、例へば何か共同事業を起さうと云ふので、集りて見ると、向ふで何か言ふ

と、向ふの説を謹聴しないで、早や其説を壞さんとしてをると云ふ有様、是れではとても、立派な事業は出来ぬ、此等は畢竟自己本位の考が、本になるからであらう其で諸君が、地方の中堅となり、豫て軍隊に於て、受け得られたる感化を、地方に及ぼすの覺悟で、實踐窮行、以て模範を示されたならば、自然に改善の實を擧ぐる事が出来やうと思ひます、即ち軍隊に所謂誠實勤勉は、國民として職業に精勵勤勉なる所以で、勤儉力行は、世の奢侈驕奢の弊風を矯正する事が出来、軍隊の協同一致の精神は、自己主義を排して、小にしては、郷黨の團結を固くし、大にしては、國家主義を扶植して、愛國心を旺盛ならしむる事が出来、其他公共公德心などは、人たるの價値を知らしめ、人格の向上を進める事が出来ると思ふ、彼の獨逸國民が、一般に勤直にして、今日の隆盛を來せるものは、全く軍隊の感化力が國民性を刺戟したからであると云ふことである、今や我國運日に發展し、國家としても、又國民として、諸有る方面に活動せねばならぬ秋に中り、在郷軍人諸君の任

務は、頗る重大なれば、諸君は一大覺悟を以て、其任務を全ふせられたきものであります。

九 將校婦人會講話

本日は、婦徳の涵養と云ふ事について、御話いたしましたませう、其に就て先づ婦人の天職は、如何なるものか、次には婦徳の根本義は、那邊にあるかを辨じ、其から宗教上の信仰が、婦徳の涵養に必要な所以を辨する積りであります。

(一) 婦人の天職 先づ婦人の天職より御話いたませう、天職とは、天然が我れに命じたる職務と云ふ程の意で、乃ち吾等の此世に生るゝと共に自然に定まる職務であります、此天職と云ふことは、人間ばかりでなく、宇宙間の萬物には、皆其天職がありまして、例へば日は晝を照し、月は夜輝くを、其天職として、常に其職務を全ふしてをるのである、又彼の植物に就て見るも、松杉檜等は、家屋建築の用をな